IPP
政策バンク
総論

2030年を見据えた日本の国家目標と基本戦略

序章　はじめに
１．IPP 政策バンクとは
２．基本構図

第１章　文明の転換期における日本の課題
１．激変する日本を取り巻く国際環境
２．日本が直面している国内の最重要課題
３．文明の転換期における日本の役割

第２章　国家の目標と基本戦略 ―新たなグローバル文明を主導する日本―
目標１．地球規模課題解決へ向けた積極的貢献
目標２．平和維持のための外交・安保体制の構築
目標３．地域から創る活力ある持続可能な日本社会
目標４．未来にむけた人づくりと家族機能の充実

一般社団法人
平和政策研究所
IPP Institute for Peace Policies

序章
はじめに

1. IPP 政策バンクとは

冷戦終結から 30 年が経過した今日、世界は新たな危機の時代を迎えている。米中間の新冷戦やコロナ・パンデミック、ロシアによるウクライナ戦争などの出来事は、様々な既存の秩序を根底から揺るがすほどの衝撃を与えた。また人間の諸活動は自然環境の条件に不可逆的な変化をもたらし、国境を超えて肥大化する資本主義は富める者と貧しき者の間の格差をますます拡大させている。このような課題は国家の次元を超えてグローバルに共有されるものとなり、地球存続の危機を認識した国際社会は、人類が歩調を合わせて取り組むことのできる指針への合意を模索している。

ポスト冷戦時代の到来は西洋主導型の近代、あるいは「大きな物語」の終焉を意味し、人間生活の価値観の多様化をもたらした。ICT 技術による情報伝達システムの進歩によって、近年それはさらなる加速を見せている。自由、平等、法の支配、人権などの普遍的価値を脅かす問題は依然として存在しており、日々絶え間なく報じられる国家・民族・宗教間の対立や地球環境問題、生命倫理をめぐる状況などを見れば、その深刻さは明らかである。

日本を取り巻く東アジアの安全保障環境も緊迫の度合いを高めている。国内においては急激な少子高齢化の進展とともに、家族機能の低下による家族病理、孤立・孤独問題などが顕在化し、地域社会のサステナビリティが問われている。日本は個人から家庭、地域社会、国家、世界の次元に至るまで、様々な問題に直面しており、具体的行動を起こさなければならない分岐点に立っている。

このような国際環境・国内環境のもとで、日本は基本的国益を守り、世界の平和と繁栄に資する道を見出してゆかなければならない。IPP 政策バンクは、そのための 2030 年を見据えた中長期的な国家目標と基本戦略を提案している。「政策提言」は、それを実現するための政策集となっている。

IPP 政策バンクは、次のような特徴を持つ。

①文明史をも踏まえた歴史的視野から国内外の情勢を考察し、日本を取り巻く危機の本質に迫る。

②対症療法ではない根本解決の方策を探り、それを踏まえた総合的な戦略を策定する。

③グローバル、リージョナル、ナショナル、ローカルな諸課題の相互関連性に留意しつつ、それぞれの解決に向けて一貫性のある目標を提示する。

④右翼、左翼（あるいは保守、リベラル）のイデオロギー的な対立から脱却し、課題解決に向けて両者の問題意識を包摂しうる国家目標の確立を目指す。

IPP ではこれまで、「文明と宗教」「グローバルイシュー・平和構築」「平和外交・安全保障戦略」「持続可能な地域社会づくり」「家庭基盤充実」の各分野で政策研究会を開催し、国内外の専門家の分析や提言を踏まえて政策研究に取り組んできた。IPP 政策バンクは、その過程で現在までに蓄積された知見をもとにとりまとめた政策集である。完成したものではなく、今後、さらなる研究を積み重ねつつ、情勢変化や最新の分析を反映した改訂と政策の補充を継続的に行う予定である。

2. 基本構図

IPP 政策バンクは、第 1 章で国内外の情勢について検討し、第 2 章で国家の目標と基本戦略を提示している。

第 1 章「文明の転換期における日本の課題」では、まず日本を取り巻く国際環境として、コロナ・パンデミックやウクライナ戦争による世界秩序の流動化、米中の覇権競争、東アジア情勢の不安定化、第 4 次産業革命による社会変革、地球環境問題と循

環型社会への転換などについて論じている。続いて国内の重要課題として、少子高齢化と人口減少、失われた 30 年と国家的活力の喪失、家族機能低下による家族病理の深刻化、孤独・孤立問題、自然災害の頻発とインフラ老朽化などの問題をとりあげている。最後に、現代世界の文明史的な位置づけについて検討し、新たなグローバル文明の形成期において日本が進むべき方向性を考察している。

第 2 章「国家目標と基本戦略―新たなグローバル文明を主導する日本―」では、それらの課題を踏まえ 2030 年に向けて日本が国家として目指すべき目標と基本戦略を 4 つの分野ごとに提言している。目標 1「地球規模課題解決へ向けた積極的貢献」では気候変動・環境問題、日本型開発協力、「人権」「共生」理念に基づく世界秩序の形成、「自由で開かれたインド太平洋」構想などをとりあげている。目標 2「平和維持のための外交・安保体制の構築」は日米安保体制、対中国戦略、朝鮮半島政策、緊急事態に備えた法整備、資源・エネルギーの確保などに関する目標である。目標 3「地域から創る活力ある持続可能な日本社会」は分権・分散・地域自立型社会、「誰一人取り残さない」福祉社会、Society5.0、移民問題、次世代産業などに関する目標を示した。目標 4「未来に向けた人づくりと家族機能の充実」では、包括的家族政策、子育て、人材育成と学校・高等教育改革などをとりあげている。

IPP 政策バンクの「政策提言」は、これら 4 つの国家目標と基本戦略を念頭に、それを実現するための政策集となっている。

IPP政策バンクの基本構図

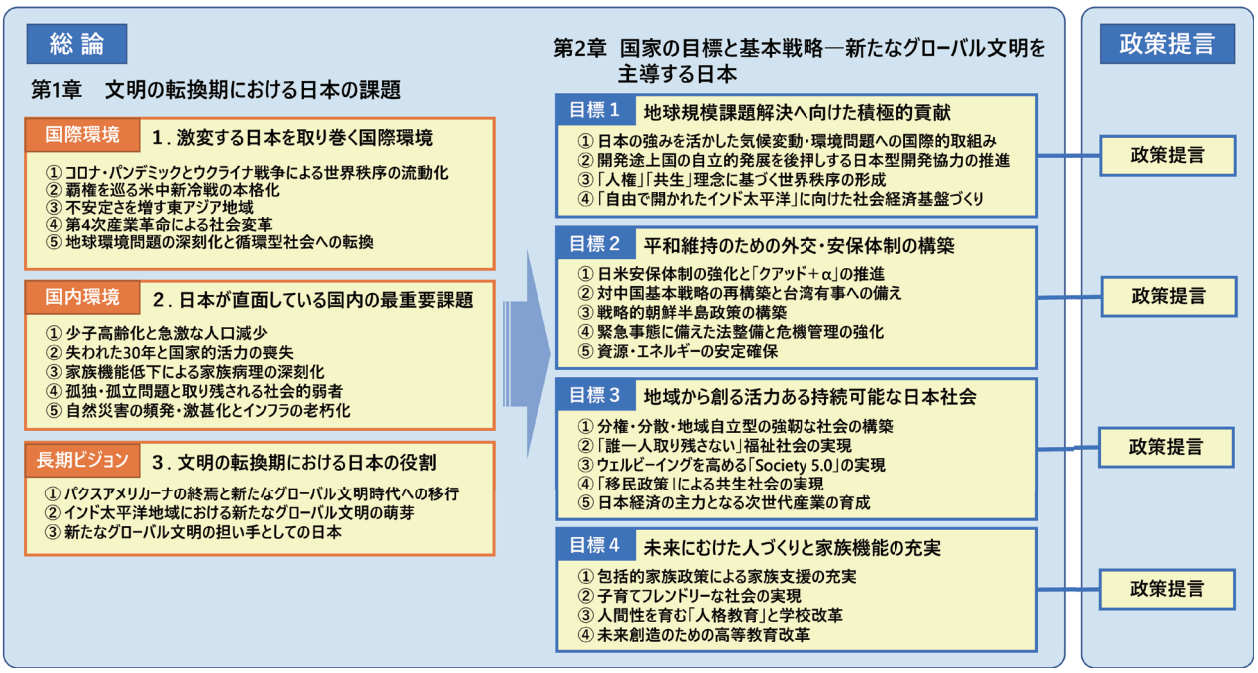

第１章
文明の転換期における日本の課題

１. 激変する日本を取り巻く国際環境

①コロナ・パンデミックとウクライナ戦争による世界秩序の流動化

米中対立が先鋭化する中でコロナ・パンデミックが発生し、さらにロシアによるウクライナ戦争が勃発したことで、新冷戦構造の形成と世界秩序の流動化が加速している。

コロナ・パンデミックにより、国境を超えた人とモノの流れが著しく制限され、世界経済は一時危機的状況に陥った。日米欧を含む主要国はかつてない規模の財政出動を行い国家資本主義的な政策を強化した。新興国の中には冷戦期の「開発独裁」のような強権的な政治手法で危機を乗り越えようとしている国々もみられ、その影響は現在もなお続いている。

もはや経済は自由市場の自律的調整機能を中心とした体制ではなくなり、自由競争に基づいて比較優位を確保するという国際経済の共通基盤は弱体化しつつある。WTO によるグローバルな貿易交渉が行き詰まって久しく、剥き出しの国益のぶつかり合いを調整する共通基盤がない世界の現状は、あたかも 19 世紀の再来の様相を呈している。このような新たな現実を前提として、国際経済秩序を再構築してゆかなければならない。

他方、ウクライナ戦争は、第二次世界大戦以降の世界の平和秩序を根底から覆した。欧州各国はすでに対中政策を大きく変更し、インド太平洋地域への関与を深めつつあったが、ウクライナ戦争によってロシアとの対立が一気に顕在化した。その結果、現代の世界は自由と人権を重視する欧米や日本などの西側諸国と、全体主義・覇権主義的な統制を強める中国・ロシア・北朝鮮などが鋭く対立する新しい世界に突入している。

国連は、安保理常任理事国であり核大国であるロシアの暴走を止めることができず、「機能不全」に陥っている。多国間主義と法の支配に基づく平和秩序を国際社会の総意として維持することはもはや困難になった。核兵器を持つ大国による力の支配に基づく秩序形成にどのようにして歯止めをかけることができるのか、深刻な問いが突き付けられている。

このような状況の中で、国際社会が直面する課題はますます多様化・複雑化している。国際・国内紛争、気候変動・環境破壊、疾病・感染症、移民・難民、国際犯罪・テロ、資源・エネルギーなど、様々な分野の問題が相互に影響し合い、解決に向けた政治過程を複雑なものにしている。公共政策が扱う領域は拡大し、技術的にも政治的にも不確実性が増している。その結果、国際社会が地球規模の課題を解決するためのグローバル・ガバナンスのあり方も変革を迫られている。

このような世界的な変化の潮流は、国際社会が文明史的に大きな転換期に立たされていることを示唆している。これまで続いてきた西洋中心の文明が終焉し、新たなグローバル文明が生まれる契機となる可能性がある。そのプロセスは、米中の覇権闘争、地域紛争の多発、国際経済システムの混乱、民主制をはじめとした政治制度の劣化、自由を中心とした価値観の緊張、地球公共財の新たな担い手の台頭、社会のデジタルシフトなど、様々な諸課題が複雑に絡み合いながら展開していくであろう。その間、多様かつ想定外の危機が起こる可能性もある。日本はそのような危機を克服するとともに、新たなグローバル文明の担い手の主要な国として、世界の平和秩序の形成に積極的な役割を果たすことが求められている。

②覇権を巡る米中新冷戦の本格化

現在、21 世紀の覇権をめぐって米国と中国が激しく衝突し、米中新冷戦が本格化している。中国の習近平政権は「中華民族の偉大な復興」をスローガンにかかげ、具体的には 2035 年までに社会主義の

現代化を基本的に実現し、中華人民共和国建国 100 年に当たる 2049 年には米国を凌ぎ世界一の覇権国家になることを目指している。

これに対し米国は、2018 年 1 月に米国防省が 10 年ぶりに国防戦略を発表し、米国の備えるべき脅威が対テロ戦争から中露との大国間競争に回帰したことを明確にした。中でも、最も警戒すべきはロシアではなく中国だと断定した。

米国の対中脅威認識をより鮮明にしたのが、マイク・ペンス副大統領（当時）が 2018 年 10 月にハドソン研究所で行った対中政策に関する演説であった。同演説は政治、経済、安全保障、人権など広範囲に及んだ上、中国政府の建国にまで遡り一党独裁そのものを明確に批判した。米中間の対立が政治、経済、技術、軍事などを巡る総合的な覇権争いであり、価値観の対立を本質とする文明的対立であることを鮮明にした。

米国の対中強硬路線は共和党だけではなく、超党派の姿勢となっている。バイデン政権が 2022 年 10 月 12 日に発表した国家安全保障戦略では、ウクライナ侵略を続けるロシアを「差し迫った脅威」とした一方で、中国を「国際秩序を変革する意図と力を有する唯一の競争相手」と表現した。

③不安定さを増す東アジア地域

台湾海峡および朝鮮半島は、中国・ロシアのランドパワーと海洋国家によるパワーが衝突する戦略的ホットスポットであり、地政学的に日本の安全保障に直結している。

東アジア地域は、今後数年間に地政学上の不安定さと大国間の競争の震源地になりかねない。東アジア地域ほど各国間の利害関係が険しく、当事国の規模が大きく、今後の状況が不透明で、それぞれの駆け引きが激しさを増している地域は他にないからだ。

東アジアが地政学上の不安定さの震源地となっている要因として、マーク・エスパー元米国国防長官は、次の 4 点を上げている（2022 年 2 月）。①核能力を保有する国が 4 カ国ある、②世界の経済大国トップ 3 カ国、および上位 12 位にランクされる経済強国が 5 カ国ある、③世界で最大または最強の軍隊を保有する国が 6 カ国ある、④世界で最高のハイテク国家が 6 カ国もある、ことである。東アジアで戦争が発生した場合、地理的に東シナ海と隣接海域に限定されたとしても、世界経済は弱体化し、金融システムは混乱、サプライチェーンは崩壊せざるをえない。

現在の米中対立の地政学的最前線は台湾海峡と南シナ海だが、北朝鮮の動向は米中関係に大きな影響を与える可能性がある。万が一、中国の勢力圏が朝鮮半島全体に拡大するような事態になれば、日本にとって最悪のシナリオとなり、戦略的敗北と言わざるをえない。日本は朝鮮半島の地政学的重要性に鑑みて、戦略的朝鮮半島政策を確立させる必要がある。

また、米中新冷戦と東アジア地域の潜在的な高リスクを直視して、長期的な外交戦略の再構築に着手すべきである。日米韓の同盟とパートナーシップの強化、クワッドの強化、対中国基本戦略と戦略的朝鮮半島政策の再構築などを、包括的かつ中長期的な視点で推し進めていく必要がある。

④第 4 次産業革命による社会変革

近年、あらゆるものがインターネットにつながる IoT（Internet of Things） や AI（Artificial Intelligence）、ビッグデータ解析等のデジタル技術の目覚ましい発展により、社会構造が大きく変わろうとしている。これは、「第 4 次産業革命」と呼ばれ、デジタル技術の利活用により、生産性の飛躍的向上やエネルギー効率の制御、モノのデータ化・自動化、個々にカスタマイズされたサービスの提供、AI やロボットによる労働の代替・補助などが実現され、あらゆる社会インフラの在り方、さらには人々のライフスタイルが変化していくと考えられている。

このような第 4 次産業革命を促進するべく、2010 年頃から欧米諸国を中心に国家戦略や関連の取り組みが進められている。例えば、ドイツ政府が推進する国家プロジェクトである Industry 4.0 においては、ドイツの主産業の一つである製造業の国際競争力の強化を狙いとして、重点となるデジタル技術の研究開発やイノベーションの基盤となる産官学連携の推進などの国家的な取り組みが行

われている。第４次産業革命を意識した世界での取り組みは、ドイツにおける Industry 4.0 を皮切りに活発化しており、Advanced Manufacturing Partnership(米)、Catapult centers（英）など、各国の状況に応じた様々な形で進められている。

このような動向を受け日本政府は、我が国が目指すべき未来の社会像として「Society 5.0」（超スマート社会）を提唱している。Society 5.0 は、「狩猟社会」、「農耕社会」、「工業社会」、「情報社会」に続く第５の社会に位置付けられ、様々なデータを収集、解析、意味づけを行うことにより、これまでの社会においては実現困難であった新たな価値を創出することが期待されている。

ただし、IoT・ビッグデータ・AI の導入に関して日本は諸外国と比較してやや遅く、第４次産業革命に向けて取組んでいる企業の割合についても、日本企業は他国企業よりも低い。また第４次産業革命のためのイノベーションの中核的な担い手の一つとしてベンチャー企業への期待は大きいものの、日本では他国と比べ、起業人材やベンチャー企業が育つ環境が整っていない。日本の企業、産業・社会システム、そして国民意識の社会変革に対する抵抗感をぬぐい、諸産業の変革を推進すると共に、ベンチャー企業が育ちやすい環境を整備することが求められる。また、新たな雇用が生まれる部門への円滑な労働移動のためには、同一労働同一賃金の原則の徹底、労働時間の柔軟化、新たな産業に見合った働き方改革、官民や大学を含めた新技術に対応できる能力開発の機会の拡充が必要となる。

第４次産業革命により様々な恩恵が期待されるが、他方でそれにより生じる課題もある。例えば、単純な繰り返し作業や肉体労働、機械や情報システムを操作する仕事等が機械化されることで、多くの雇用が失われ、一部の高スキルの高所得者とそうでない低所得者の間で格差が拡大するとの指摘もある。また高度なデジタル経済社会であればあるほど、人と人とのコミュニケーションや文化・芸術、ホスピタリティなど、人間でないとできない質の高い仕事が求められるようになる。そういったニーズに応えることのできる人材育成、個々人の人格や人間性、創造性の開発が重要になると考えられる。あらゆる面で、第４次産業革命による社会変革に対応していくことが求められている。

⑤地球環境問題の深刻化と循環型社会への転換

近年、気候変動やそれに伴う様々な自然災害、生物多様性の損失、海洋汚染、大気汚染、森林破壊・砂漠化、資源の枯渇など、地球規模の環境問題が世界各地に影響を及ぼしている。人間活動の増大が地球環境へ大きな負荷をかけており、これらの環境問題への対処、さらには、自然環境と調和した人間活動の実現が人類共通の課題となっている。

近代資本主義体制下の 18 世紀半ばから 19 世紀にかけて産業革命が起こり、生産力が飛躍的に高まった。その結果、人口も増え、より多くの人々が豊かな生活を享受するようになった。ここから大量生産・大量消費・大量廃棄社会が始まると同時に、環境問題が始まったと言っても過言ではない。現在では経済活動が限りある地球環境の限界を超えつつある。

戦後、国際社会において環境問題が注目されるようになったきっかけは、1962 年に出版された『沈黙の春』であった。著者のレイチェル･カーソンは、次々に開発される農薬や化学物質乱用が環境問題を引き起こす危険性を指摘した。ちょうど同時期に、日本においても四大公害病（水俣病、新潟水俣病、イタイイタイ病、四日市ぜんそく）が発生し、その後、公害対策基本法の成立（1967 年）や環境庁の設立（1971 年）に至っている。

国連では 1972 年に「国連人間環境会議」が開催され、その後絶滅危惧種の保護やオゾン層破壊物質削減についての枠組みが整備された。また、1992 年には「国連環境開発会議」（地球サミット）が開催され、気候変動枠組条約や生物多様性条約が採択された。20 世紀末までに、地球環境問題に国際的に取組む枠組みがつくられたと言える。さらに 2002 年に「持続可能な開発に関する世界首脳会議」（リオ＋ 10）、2012 年には「国連持続可能な開発会議（リオ＋ 20）」が開催され、2015 年には COP21 にてパリ協定が採択された。このように継続的な協議と取り組みが国際的に行われてきたが、地球環境問題は年々深刻さを増している。

地球環境問題は、社会・経済システムと深くかかわっているため、これに対処するためには経済・社会のあり方を変える必要がある。新たな社会のキーワードは、脱炭素、自然との共生、そして循環型である。特に、地球環境問題を生み出してきた大量生産・大量消費・大量廃棄社会から循環型経済（サーキュラーエコノミー)への抜本的転換が重要となる。大量生産・大量消費・大量廃棄は健全な物質循環を疎外するリニアエコノミーであるのに対して、循環型経済では製品や部品を再利用したり、廃棄された素材をリサイクルして有効活用したりする。製品の利用形態を所有からシェア型へと転換させ、資源を循環させる。それにより、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止などが実現できる。日本においても、2001 年に循環型社会形成推進基本法が施行されているが、その推進はまだ限定的である。今後は、より一層循環型経済を推進する必要がある。

循環型経済社会を軌道に乗せるためには、資本、情報、ヒトを「地域」で活用することが必要である。近代資本主義は利潤の極大化をはかり、地球規模で資本、情報、ヒトの交流や移動を行い、グローバリゼーションを進展させた。しかし、グローバリゼーションでは、国境を越えた経済活動が行われる反面、地域での資源や資本の循環が生じにくい。そのため、グローバルな活動の一方で、地域に根差した経済活動を活性化させる必要がある。

循環型経済社会は地域社会から生まれるため、それを具現化するには、地域の人々の生活にとって欠かせない食料、エネルギー、医療・介護等を地域で賄う経済システムが必要となる。「グローバル・大規模」の発想から「ローカル・地域規模」への転換と、その両者のバランスを取っていくことが重要となる。

2．日本が直面している国内の最重要課題

①少子高齢化と急激な人口減少

中長期的に見て、日本国内における最大の危機は、急速に進む少子高齢化と人口減少である。少子高齢化による人口減少と人口構造の変容は、社会機能の維持を困難にする。

第一に、経済に悪影響を及ぼす。人口減少が市場を縮小させるとともに、最も消費活動が盛んな現役世代が減少することで、個人消費が落ち込むことが予想される。同時に、生産年齢人口の減少は、労働力不足と労働生産性の低下をもたらし、国民一人当たりの実質 GDP の伸びを鈍化させる懸念がある。その結果、経済力・国力が低下し、国際競争や安全保障面へ負の影響を及ぼす。

第二に、社会保障の縮小を余儀なくされ、制度の維持が困難になる可能性がある。社会保障制度のうち、少子高齢化によって直接的影響を受けるのは年金・医療・介護などの社会保険である。年金・医療・介護の給付は、現役世代に賦課される保険料（賦課方式）と公費負担（税収と公債）によって支えられている。高齢化が進展すれば、年金・医療・介護費用が増大する一方、現役世代が減少することで一人当たりの負担が限度を超えて増大する恐れがある。加えて、公費負担分の約 4 割は公債で賄われているため（2022 年度予算ベース)、財政赤字が拡大する。

第三に、労働や社会活動の担い手が減り、地域社会が立ち行かなくなる。少子化が続いて現役世代が減少すれば、人々のネットワークも縮小し、相互扶助の維持も困難になる。現在都市部では元気な高齢者が強力な支えとなっているが、2025 年には団塊の世代が 75 歳を超えて後期高齢者となる。後期高齢者の割合が高まれば、高齢者が社会の主たる支え手となることは難しくなっていく。

第四に、少子高齢化は子供の養育環境に悪影響を与える。地域が過疎化すれば、子育て家庭の孤立が深まり、虐待の増加につながる恐れがある。また、様々な年齢の子供同士の触れ合いが減り、子供たちが共通の規範や文化を習得したり、他者とは異なる自分の個性に気づいたりする機会が減る（集団社会化理論)。そうした多様な子供同士の関係や他所の家庭の様子に触れる機会の減少が、将来自分が親になったときの養育態度に影響し、少子化により養育環境が世代を越えて悪化する可能性がある。

日本では長年少子化対策が取り組まれてきたが、出生数・出生率は回復していない。その理由は、少子化の原因と少子化対策のミスマッチにある。

日本における少子化は、主に「未婚化」「晩婚化」が原因となって進んできた。未婚化の進行には、結婚意欲はあるが結婚できない人の増加と、結婚の意欲自体がない人の増加の 2 つの要因がある。

意欲があるのに結婚できない人が増加している理由の一つは、1990 年代以降、主に若年層の雇用状況が悪化し、賃金が低下したり非正規雇用が増加したりしたことである。また、職縁を中心とした結婚相手と出会う機会の減少も挙げられる。結婚する意欲の減退はより深刻であるが、「一生結婚するつもりはない」と考える人は増加傾向にある（国立社会保障・人口問題研究所 2022b）。その主な理由として「自由や気楽さ」を求めるライフスタイルや経済的困難などが挙げられる。日本は婚外子が少ないことから、未婚化の進行はそのまま少子化に結びつく。

また、晩婚化は、高学歴化や個人のキャリア志向の高まりに応じて進行する傾向にある。結婚全体について、平均初婚年齢は男女ともに一貫して上昇しており、男女とも、年齢が高くなるほど子供をつくる力は弱まるため、晩婚化も少子化につながる。

これに対して、従来の少子化対策の中心は、保育の拡大政策、および仕事と子育ての「両立支援」であった。これらの施策は、正規雇用の女性の就業を継続しやすくするため、既婚で夫婦ともに正規雇用で働く世帯に対しては有益であったが、既婚の正規雇用者以外にとっての恩恵は多くない。

出生数・出生率を回復させるためには、第一に結婚前の若者の雇用状況の改善、結婚を希望する人への経済的支援、子供の教育費の支援などが有効と考えられる。第二に、結婚を希望しない人が増えていることから、若者が結婚したいと思えるような取り組みも重要となる。若者の結婚に対するイメージには、若者が育つ元の家族（源家族）での体験が影響する。家族・夫婦関係に関する問題解決の支援や、結婚・妊娠・出産や家族関係の特徴などに関する基礎知識を学ぶ機会を提供することも重要となる。そうした支援を形成するためには、包括的な「家族政策」（family policy）が必要になる。

今後仮に有効な対策を実施しても、当面の間、少子高齢化と人口減少が進むことは避けられない。2050 年には総人口が約 9000 万人、そのうち 3000 万人が高齢者になるという予測もある。少子化・人口減少の緩和と共に、少子化・人口減少が進んだ社会に対応するための社会システムの整備、移民政策と多文化共生社会の実現が必要となる。

②失われた 30 年と国家的活力の喪失

日本は戦後の高度経済成長期を経て飛躍的な経済発展を遂げ、1960 年代終わりには米国に次ぐ世界第二位の経済大国となった。1980 年代末に絶頂期を迎え、世界の企業の時価総額ランキングで日本企業が上位 20 社のうち 13 社を占めるまでに至った。欧米をはじめ世界各国が日本企業の経営手法に注目し、日本は世界経済の中心になるとさえみなされていた。

しかし 1990 年代以降はバブル経済の崩壊と共に低成長時代が永く続いている。過去 30 年間で名目 GDP は米国が 3.5 倍、ドイツが 2.3 倍になったのに対して、日本は 1.5 倍にとどまった。経済規模は 2010 年に中国に抜かれて 3 位に後退した。スイスの民間研究機関（IMD）による国際競争力ランキングでも、1989 年から 4 年連続で首位を保っていたが、1997 年には 17 位に急落した。その後は 20 位台半ばで推移し、2019 年以降は 4 年連続で 30 位台となっている。平成の時代を通じて、日本は「失われた 20 年」、さらには「失われた 30 年」と呼ばれる長期の低迷に陥った。

このような長期停滞の原因は、1990 年代の不良債権処理の遅れや、2000 年以降のデフレに効果的に対応できなかったこと、さらに冷戦の終結や中国の台頭、IT 革命などによる世界経済の急激な変化の潮流を捉えきれず、製造業を中心とした産業構造の転換に遅れをとったことなどにあるとされる。

同時に、この時代は長く短命政権が続き、政治が安定しなかった。阪神淡路大震災や東日本大震災などの大型自然災害も頻発したが、政治が強いリーダーシップを発揮して危機に抜本的対処をすることもできなかった。

長期にわたる停滞の結果、社会システムに生じた様々なひずみが是正されずに放置されたままになっている。雇用や教育の格差拡大、少子高齢化による社会保障費用の増大などが重くのしかかり、多くの

若者は希望ある将来を思い描くことが困難になっている。国際社会が不安定化していることもあり、国民とりわけ若者のあいだには将来を見通すことのできない漠然とした不安が蔓延している。「失われた30年」は、若者の希望が失われた30年だったとも言える。

このような長期停滞の克服には、経済においては海外からの直接投資を拡大する環境整備が重要である。中国やインドの目覚ましい経済発展は、いずれも外国からの投資に門戸を開放したことが大きな要因である。日本の経済はそれらと比べると閉鎖的と言わざるを得ない。日本は資本不足の国ではなく、むしろ資本が豊富な国だが、国内ではなく海外に投資がなされ、かつ海外からの投資は呼び込めないできた。これでは経済が成長しないのは当然である。経済のグローバル化が進む中で、日本から海外に投資するだけでなく、海外からの投資を積極的に受け入れる政策が不可欠である。

さらに、過去の制度や既得権に捕らわれない大胆な発想の転換と統治機構を含む社会システムの抜本的な変革が必要となろう。未来人材育成のための教育改革や最先端科学技術開発の振興、次世代に向けた新たな産業の創出、若い世代への投資などによって、再び国家の活力を取り戻してゆかなければならない。

③家族機能低下による家族病理の深刻化

近年、子供の養育環境は悪化し続けしており、児童虐待は1990年の統計開始以来、増加の一途をたどっている。

児童虐待は子供の心身を傷つけるだけでなく、幸福を追求する力そのものに悪影響を与える。心理面からみて、幼少期の中心的発達課題は、親をはじめとする特定の養育者との間に安定したアタッチメント（愛着）関係を形成することである。アタッチメントとは、子供が不安や恐怖を感じたとき、親にくっついて安心・安全を確保し、感情を立て直そうとする性向である。親との間に安定したアタッチメントを繰り返し経験できた子供は、他者への基本的信頼感と肯定的自己イメージを獲得しやすい。逆に、親から虐待を受けた子供は自己や他者への肯定的イメージを獲得し難くなる。

アタッチメントを土台とした自己と他者への肯定的イメージの獲得は、子供の社会的発達にも影響する。子供はある程度成長すると「しつけ」を受けるが、「しつけ」には心身の健康な発達のためにある程度の制限をともなう。子供の中に根本的に親から受容されているという感覚が無ければ、「しつけ」は単なる制限や禁止となりかねない。受容感なく制限・禁止を受け続けると、怒りや悲しみなどの不快な感情（ネガティブな感情）を安全に抱える力が育たず、成長後に攻撃衝動を制御できなくなったり、心身の不調に繋がったりしやすい。小中学校を中心としたいじめや不登校増加の背景には、こうした子供の社会的発達が十分になされていないことがあると考えられる。

また、幼少期にネガティブな感情を受容してもらえなかった経験は、自身が子育てをするときにも影響しうる。自分が抑えてきた感情を子供が奔放に表現することに不安や怒りを感じ、子供のネガティブな感情に上手く対処できないことがある。育児する親一人が孤立した状態でこうした課題を抱えている場合、虐待など「マルトリートメント」（大人から子供に対する「不適切」なかかわり）に発展する可能性がある。

近年、家族の養育機能を支える仕組みが弱体化してきたことにより、「マルトリートメント」が増加している。具体的には、高度経済成長を機に、拡大家族から核家族へと家族規模が縮小し、地域共同体が弱体化することで相互扶助による福祉機能が縮小したことが影響している。

家族規模の縮小は、集団としての家族の機能を低下させる。それは、世帯内の大人が減少することによって、成員一人ひとりにかかる役割負担が増加するからである。例えば、拡大家族においては、父母世代が働いていても祖父母世代が家事・育児を分担することができる。しかし、核家族では祖父母の手を日常的に借りることはできず、父母世代が仕事と家事・育児の両方を引き受けることになる。

成員一人ひとりの役割負担が過大になれば家族のニーズ充足にほころびが生じ、家族機能が低下しうる。実際、「大人が一人の家庭」（ひとり親家庭）に

おける相対的貧困率は、2019 年で 53.4%（総務省 2021）である。貧困状態にある子供が増加している原因の一端は、多重役割負担を避けられないひとり親世帯の増加にあるといえる。

また、多重役割負担が増加すると、家族が共にする時空間が減少しやすくなる。多重役割に対応するために生活時間をずらしたり、生活ニーズの充足を外部、すなわち社会に依拠したりするようになるからである。家族が共有する時空間の減少は、コミュニケーションの不足・不全や、家族成員の健康維持に負の影響がある。家族が食卓を共にしない個食（孤食）の増加はその一例であり、共食とは逆に精神的健康や健康的食生活と負の関連があることが示唆されている（例えば、小西 2003; 會退・衛藤 2015 ）。

加えて、1990 年代頃からは、経済状況の悪化と自己実現重視の考え方の広がりを背景にして夫婦共働きが増え、家族成員一人ひとりにかかる役割負担は増加している。

このように、家族規模の縮小により、多重役割負担の増加と家族が共有する時空間の減少が進行した。一方で、地域の交流は減り、相互信頼を形成する機会は減少している。その結果、家族が互いに配慮してケアし合ったり、地域から援助を受けたりする機会が減り、親や子育て家庭がストレスを抱えやすくなるとともに孤立しやすくなった。

こうした状況を改善するには、様々な家庭環境にある子供たちの幸福を追求する力や生きる力を育むとともに、親を取り巻く心理的・社会的課題を解決できる環境を整備する必要がある。その際、家族規模の縮小と地域共同体の弱体化、日本経済などの社会状況を考慮に入れて、家族機能の充実と子育て家庭支援のための「家族政策」を立案する必要がある。

④孤独・孤立問題と取り残される社会的弱者

かつて日本では、地縁・血縁ネットワークが相互扶助機能を担ってきた。地縁は高度経済成長期の人口移動により縮小したが、その分終身雇用を基本とする会社縁が人々を包摂してきた。しかし、1990 年代以降、家族と安定的な会社に揺らぎが生じ、孤独・孤立が世の中の問題として取り上げられるようになった。

家族については、1990 年代以降、結婚しない人の数が急速に増えた。1985 年以前、50 歳時未婚率は男女ともに 5%を切っていたが、2020 年の国勢調査を基にした 50 歳時未婚率は男性が 28.3%、女性が 17.8%となっている（国立社会保障・人口問題研究所 2022a）。同時に単身世帯が増え、2010 年以降は最も多い世帯形態となっている。社会構造の変化や社会福祉制度の発展とともに、家族関係の維持・生成と生活の必要性との結びつきが弱まり、地縁・血縁に頼らなくてもよい社会になったことがその一因である。

また、バブル崩壊に端を発した長期不況と経済停滞により、日本の企業体質も変化した。1990 年代後半からは派遣労働が緩和され、正規雇用者が減少する中、非正規雇用者は増加し続け、会社に取り込まれない人々が増えた。その結果、家族や会社を通じて繋がりを自動的に見出すことが難しくなり、自らが人間関係を主体的に築いて維持しなければならない時代となった。地縁や会社縁が薄れた結果、血縁（家族関係・家庭環境）が直接的に個人の孤独・孤立に関わるようになったといえる。特に、家族との関係が希薄で社会福祉も届きにくい人々は、孤独・孤立に直面するリスクが高い。

ただし、孤独・孤立をめぐっては、問題に繋がるケースと繋がらないケースが混在している。ライフスタイルとしての孤立は尊重されるべきであり、孤立それ自体が問題になることはない。そこから精神疾患や貧困、孤独死、自殺などに至って初めて問題になる。

孤独・孤立による問題を社会で広く予防するためには、結婚したい人が結婚しやすい社会にすること（経済政策、雇用政策等）、家族をサポートする取組み（家族政策等）、多くの人を包摂しうる地域における居場所の提供（コミュニティ政策等）などが有効だろう。和合・親密・友愛などを特徴とするゲマインシャフト（地縁・血縁などによる自然発生的集団）的な共同体を、現代にあった形の社会関係資本として再構築することが求められている。

現代は新自由主義に基づくグローバリズムにより、貧富の格差は拡大しており、日本国内も例外ではない。そのような構造の中で、失業者、高齢者、

障がい者、被災者、難民、貧困層の人々等は、社会的に不利な立場にある社会的弱者となりやすい。深刻な状況にある人ほど、行政からの情報も届かず、困窮しているケースが少なくない。複合的な要因で社会的弱者となっている人々が孤立しないように、あらゆる人々を包摂していく社会政策が必要である。

⑤自然災害の頻発・激甚化とインフラの老朽化

21 世紀に入り、世界中で気象災害が頻発しており、自然災害による被害は確実に拡大している。地球温暖化による気候変動と地震活動の活発化によって災害は巨大化し、複雑化している。日本はその自然的条件から各種災害が発生しやすい特性があり、毎年のように水害・土砂災害、地震・津波などの自然災害が発生している。戦後に死者が 1000 名を超えた自然災害は 9 回（地震 4 回、風水害 5 回）を数える。

特に、2011 年の東日本大震災では、想定外の地震による大津波で、災害関連死を入れて約 2 万 2000 名が犠牲となり、ストック被害額は 16.9 兆円（内閣府 2011）に上った。また、1995 年の阪神・淡路大震災では、高度経済成長に取り残された老朽木造密集地域が、災害に極めて脆いことが浮き彫りになった。

今後 30 年で南海トラフ地震の発生率は 70 ～ 80%、首都直下地震は 70%程度とされる。いずれが起きても「国難災害」となり、日本という国家自体が衰退する。同時に、東京湾の高潮や、利根川あるいは荒川氾濫でも国難災害になり得ることが指摘されている。また、近年は豪雨災害によっても大きな被害がもたらされており、頻発・激甚化する災害への備えと対応が急務となっている。

現状では、国難災害への対策は順調とは言い難い。もし、南海トラフ地震が生じた場合、現在の災害救助法や災害対策基本法は有効に適応できず、被害者生活再建支援法も被害が大きすぎて適用できないと言われている。また対策推進による減災目標（2014 年からの 10 年間）として、「想定死者数を 33.2 万人から概ね 8 割、想定全壊棟数を約 250 万件から概ね 5 割減」（内閣府 2014）が掲げられたが、2020 年時点で目標の半分にも届いていない。

また首都直下地震が起きた場合、「都市の漸弱性」が問題となる。東京では超高層マンションが乱立しているが、水道や電気などのライフラインはマンション独立ではない。地震が起きてインフラが被災すれば、超高層マンション自体に被害がなくても、停電や断水によりマンションでの生活は不可能となる。東京都 23 区では、マンション住民が大挙して避難所に避難してくることを想定しなければならない。

インフラの老朽化も、災害拡大の一因となっている。国土交通省によれば、高度経済成長期以降に整備された道路橋、トンネル、河川、下水道、港湾などのインフラは、今後 20 年で建設後 50 年以上経過するものが急増する。既に補修が必要とされながらも行われていない橋やトンネルが全国に多数あり、補修できない老朽化したインフラは今後も増えていくとみられる。日常生活における安全を守ることが重要であるのはもちろんのこと、災害時には大きな被害をもたらしかねない。

近年では、財政支出を削減するために国においても地方自治体においても公共事業費は縮小されており、限られた財源の中で難しいかじ取りを行わなければならない。さらに、地域社会の高齢化やコミュニティの衰退、人口減少と東京への一極集中も、災害への耐性を弱めている。

今後の巨大災害に備えるには、防災施設整備などのハード対策、災害情報や避難体制、防災教育などのソフト対策を駆使し、総合的防災対策を精力的に展開する必要がある。また緊急事態に備えた法的整備や、首都機能の分散化など、防災大国にふさわしい体制づくりを検討すべきである。

3．文明の転換期における日本の役割

①パクスアメリカーナの終焉と新たなグローバル文明時代への移行

日本はこれまで述べてきたような急激な国際環境の変化に適切に対応しつつ、国内における様々な問題を克服してゆかなければならない。そのためには、

目前の課題に対処するだけでは不十分であり、より長期の時間軸のなかで未来の方向性を見定めてゆかなければならない。本項では、文明史的な転換期において、これからの日本が果たし得る役割について考察する。

現代は、パクスブリタニカ、パクスアメリカーナと続いた西洋中心のグローバル文明が陰りを見せ、新たなグローバル文明が到来する移行期にあると考えられる。文明発展の歴史的変遷の軌跡をみると、まず古代、旧世界においては大河流域に四大文明が花咲いた。次いで、ギリシャ・ローマ世界（エーゲ海・地中海）から中世におけるインナーユーラシアのイスラム世界（ペルシャ湾・インド洋）が栄えたユーラシア周辺の内海文明の時代があった。近世以降、19 世紀から 20 世紀前半までの期間は、アウターユーラシアの西ヨーロッパ（大西洋世界）が繁栄の中心となる。そして 20 世紀に入り、二つの世界大戦を通して英国と米国の世界的影響力は逆転した。覇権国家は英国から大西洋西岸の米国へと移動し、パクスアメリカーナの時代が訪れた。

パクスアメリカーナは、キリスト教とヒューマニズム、近代科学を礎とするヨーロッパ文明を継承発展させ、その輝きを頂点へと高めてきた。しかし今日、世界における米国の影響力が相対的に低下しつつあることは明らかである。中国やインドなど新興勢力の存在感が高まり、世界は多極化の時代に向かおうとしている。O. シュペングラーが著した『西洋の没落』は、そうした文明の興隆と衰亡を予言するものであった。

キリスト教を基盤とした中世の崩壊とともに到来した西洋近代文明は、人間中心主義を理想とする個人主義の時代であった。また膨張する資本主義と飽くなきテクノロジーの発展により、効率性と目に見えるものの価値を成果として追及してきた。これまで述べてきた現在の世界や日本が抱える様々な問題は、西洋近代科学技術文明の弊害が露になった文明史的課題や病理ともいえる。それらはもはや対症療法だけでは解決が困難であり、パラダイムの転換を伴う抜本的な変革が求められている。21 世紀は、現代文明が抱える様々な問題を収拾する新たなグローバル文明が台頭する時代とならなければならない。

②インド太平洋地域における新たなグローバル文明の萌芽

それでは新たなグローバル文明は、どこを起点に生まれるだろうか。現在、「インド太平洋」が新たな地域概念として注目されている。インド太平洋は、アジア太平洋からインド洋を経て中東・アフリカに跨る広大な地域であり、世界人口の半数を擁する世界の活力の中核になるとみられている。中国はインド太平洋と地理的に重なる領域で「一帯一路」構想を推進し、一大経済圏を構築しようとしている。米国は中国に対抗し、日本が提唱した「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」構想に呼応して「IPEF（インド太平洋経済枠組み）」構想を打ち出すなど、21 世紀の世界経済の成長センターとなるこの地域への関与を強めている。

ところで、インド太平洋地域の中でも、アジア太平洋は早くから APEC（アジア太平洋経済協力）などの経済的枠組みを通じて域内の連携を深めてきた。アジア太平洋は西洋文明と東洋文明との出会いの場であり、様々な民族、言語、宗教、文化で構成され、きわめて多様性に満ちている。そして海洋国家を中心としたこの地域の人々は、古来より広大で自由な海とともに暮らし、豊かさと繁栄を享受してきた。インド太平洋が新たなグローバル文明の揺籃になり得るとすれば、その最初の起点となるのはアジア太平洋であろう。

そこから生まれる文明は異質の文化が融合し、あらゆる思想・文化・宗教が併存する共生共栄の文明、広大な海を擁する海洋性の強い文明となろう。同時に、自由・民主主義・法の支配などの価値観を基調とする開放的な文明であることが望ましい。

過去の史例から明らかなように、一つの文明圏が形成される過程においては、関係する大国間の権力闘争が繰り広げられてきた。そして激しい戦いの末に勝者となった国が覇権国家として新たな国際秩序を築くとともに、その枠組みの下で安全保障や貿易などの国際公共財やサービスを傘下の国々に提供するようになる。この覇権国家を中心とする諸国間の活発な交流や接触が重ねられ、その中から新たな文

明圏が生成されていくのである。政治・経済・軍事など、あらゆる分野に及んでいる米中対立は、新たなグローバル文明の覇権争いと見ることもできる。

しかし、中国が現在のままで米国に代わって新たな文明を担う覇権国家になる可能性は低い。過去における覇権国家興亡の歴史を読みとると、そこにいくつかの歴史的法則を指摘することができる（注）。それらを踏まえると、新たな文明を担うことのできる覇権国家には、①世界文明を築くことのできる海洋国家である、②権力の集中がさほど強くなく、自由で開放的な政治システムを持つ、③世界各地に展開してコミュニケーションを維持する力を持つ、④武力による威圧的活動よりも相互利益の通商交易に通じている、⑤諸外国から支持受容される普遍的なシステムを生み出す力を持つ、等の特徴が求められるからである。

それでは、米国の影響力が相対的に低下している中で、新たなグローバル文明の発展過程に対して日本はいかなる役割を果たしうるだろうか。

（注）詳細は、平和政策研究所（2017）「環太平洋文明の発展と海洋国家日本の構想―海洋国家連合と新経済秩序の構築―」を参照。

③新たなグローバル文明の担い手としての日本

近世以降の覇権闘争のアクターはすべて国家であったが、主権国家を軸とする今日の国際体制は、国際秩序のパラダイムとしては既にその頂点の時期を過ぎたといえる。新たな覇権を握るのは単一の主権国家ではなく、自由と民主主義を掲げ、武力よりも公益を重視する開放的性格を帯びた国々の同盟を想定することができる。

米国の影響力は相対的に低下しており、同盟国であり海洋国家でもある日本の果たすべき役割はきわめて大きい。しかし、日本一国で米国の肩代わりをすることは不可能である。それをカバーすると考えられるのが、海洋諸国家との多国間連携である。日米同盟を軸（ハブ）とし、多くの海洋国家との連携協力の枠組みをスポークとして整備し、海洋の自由と海洋秩序の安定を実現する海洋同盟を形成する必要がある。

Quad（クアッド）は、まさにそうした海洋同盟に相当するパートナーシップのひとつといえる。日本は新たなグローバル文明の軸のひとつとして、米国と協力しその力を補うとともに、新たな国際秩序の形成にあたって大きな役割を担う立場にある。

また、朝鮮半島および台湾海峡は、中国・ロシアのランドパワーと海洋国家によるパワーが衝突する戦略的ホットスポットであり、地政学的にも日本の安全保障にとってきわめて重要な地域である。緊張が高まる北東アジアの平和と安定を確保するには、日米同盟を軸として、韓国を含めた日米韓の戦略的枠組みを整備する必要があろう。

日本は東西文明の双方を受容し、共存させ、それを発展させることで成長を遂げた海洋国家である。また、歴史的に様々な思想や文化を受け入れてきた柔軟性をもっている。平和国家としての途を歩んできた戦後の日本ほど、新たなグローバル文明を「平和の文明」として発展させるに相応しい国はない。そうした長期的文明史的な大きなビジョンの中で、日本が抱えている様々な問題を解決する道も見えてくるに違いない。

第２章
国家の目標と基本戦略
―新たなグローバル文明を主導する日本―

目標１．地球規模課題解決へ向けた積極的貢献

①日本の強みを活かした気候変動・環境問題への国際的取組み

日本は技術力やソフト面でのノウハウといった独自の強みを活かして、気候変動・環境問題への国際的取り組みを推進すべきである。現在日本政府が環境外交にて主導しようとしている取組みは様々あるが、特に生物多様性の保護に向けた SATOYAMA イニシアティブや脱炭素移行促進に向けた二国間クレジット制度（JCM）、廃棄物処理・リサイクル・排水処理システムなどの国際展開による循環型社会への転換に注力することが望ましい。

SATOYAMA イニシアティブは、日本で伝統的に人間の働きかけを通じて里地里山などの環境を形成・維持してきた点に着目しており、世界各地における自然資源の持続可能な利用に貢献することを目指している。環境省と国連大学サステナビリティ高等研究所が協働で提唱した枠組みで、現在までに世界各地で 250 以上のプロジェクトが実施されている。世界各地に存在する持続可能な自然資源の利用形態や社会システムを研究するとともに、地域の環境が持つポテンシャルに応じた自然資源の持続可能な管理・利用のための共通理念を構築し、世界各地において自然共生社会の実現に向かう取り組みとなっている。

脱炭素移行促進に向けた二国間クレジット制度（JCM）は、日本の優れた低炭素技術の普及を通じ、地球規模での温室効果ガスの削減に貢献するものである。これまで 17 の国において 200 以上のプロジェクトを実施している他、2022 年には新たに 8 カ国が加わりパートナー国は 25 ヵ国に上る。2025 年を目途にパートナー国を 30 カ国程度へ拡大すること、2030 年までの累積で 1 億トン程度の国際的な CO2 排出削減・吸収量を確保することを目指している。

また、循環型社会の実現に向けて日本の強みである技術力を活かすという点では、廃棄物処理・リサイクル分野にも着目すべきである。日本は限られた領土で廃棄物を処理する必要があったことから、廃棄物処理分野における技術は抜きんでている。実際に ODA の廃棄物処理分野において、日本は EU、ドイツ、世銀などと並びトップドナーに位置している。

世界銀行の試算によれば、途上国の主要 500 都市における廃棄物資源循環分野のインフラ整備のための資金需要に対し、投資は圧倒的に不足している。廃棄物にかかる問題が深刻化している途上国も多く、日本の廃棄物処理・リサイクル技術（効率の良い収集技術、都市ごみ焼却技術、医療廃棄物処理技術、ペットボトルや家電のリサイクル技術、バイオマスの利活用技術、廃棄物埋め立て処分技術など）は、それらの国に大きく貢献しうる。廃棄物管理システムの改善や廃棄物管理行政を担う機関の能力強化など、ソフト面における支援も併せて行うことで、各地における循環型社会づくりに資するものとなるはずである。

②開発途上国の自立的発展を後押しする日本型開発協力の推進

日本の開発協力（ODA）の特徴として、被援助国の自助努力を尊重し、経済的自立を最終目標としてきた点があげられる。これは、貧困削減を重視してきた欧米諸国を中心とする国際援助コミュニティにおいては長らく異色であった。しかし中国の台頭をはじめ、新興諸国が援助供与国として存在感を強めてきた現在、国際援助コミュニティの援助スキー

ムも見直されつつある。開発協力の目的や手法がより流動的になっている今こそ、日本は、自らの経験を踏まえ、被援助国の自立的発展を目指す日本型開発協力を力強く推進すべきである。

自助努力とは、開発途上国自身が主体的に自国の将来に責任を負い、また、開発途上国の国民が自らの手により自国の発展に努めることである（外務省2007）。国際援助コミュニティは、ワシントン・コンセンサス以降、新自由主義を基にする政治的条件を ODA と共に被援助国に課してきた。他方で、日本の ODA は伝統的にその非政治性を特色とし、援助に政治的条件を付けることを内政不干渉の見地より差し控えてきた。これは、日本の発展過程で外来のものに自らを適合せざるを得なかった苦労や自主性の重みを理解していたからである。

また、1990 年代以降、開発協力において貧困削減が重視され、経済的自立について明示的に言及されることが少なくなった状況でも、日本は経済的自立を開発協力の最終目標に据えてきた。日本は戦後、国際社会から支援を受けながら復興を遂げた経験から、最終的に経済的自立を達成することの重要性を痛感していた。特に、東アジア・東南アジア諸国に対して援助・投資・貿易の相乗効果を重視し、タイの「東部臨海地区」やベトナムの「ハノイ・ハイフォン回路」の産業集積などで、十分な成果をあげてきた。

近年、中国が援助供与国として台頭しており、中国の対外援助は欧米諸国の援助スキームに対する新たなオルタナティブとしての位置を確立しつつある。国際援助コミュニティは既存のルール（譲許性、政治的条件、アンタイド等）を逸脱する中国に懸念を持っている。これらは、かつて日本の ODA が直面した批判でもある。実際中国は日本の ODA 政策から多くを学んでおり、通産省が 1980 年代半ばに提示した援助・貿易・投資の「三位一体協力アプローチ」が、現在の中国対外援助政策の基礎となっている。

内政不干渉原則や、タイド援助であるため工期が短く費用も安いこと、経済成長の重視など、途上国の開発ニーズに応えているという観点から中国の対外援助が評価される側面もある。「質の高い成長」を重視し、経済的自立をゴールに据える点などは、日本の ODA と共通しており、欧米型援助スキームの課題を補填しうる要素である。

他方で、中国の対外援助は深刻な債務問題を引き起こしている。また、対外援助が覇権主義的な国家戦略の一環となっていることも明らかとなっており、総合的な視点で中長期的なリスクに鑑みる必要がある。中国は自国の利益保護に必要な場合は、国際援助コミュニティの規範に接近することがあり得るが、完全に既存の秩序・規範に沿ってくることはないだろう。ドナー間に健全な競合関係が存在することは、被援助国に「選ぶ権利」を与えるが、権威主義的な中国共産党の覇権が世界に及ぶことの代償はあまりにも大きい。

中国の台頭によってより鮮明となった従来の開発援助の課題を克服していく努力はあってしかるべきであり、欧米型援助スキームの課題を補填しうるアプローチをとってきた日本こそがそのイニシアティブとるべきである。東西冷戦下の欧米や現在の中国の対外援助のように、政治的国益のための手段や覇権主義の一環としてではなく、平和の戦略として、現地の自立的発展のための開発協力を展開することが求められる。

③「人権」「共生」理念に基づく世界秩序の形成

現代の世界は新たなグローバル文明への移行期にあり、その覇権をめぐって、米中が激しく衝突すると同時に、自由と人権を重視する欧米や日本などの自由主義陣営と、中国・ロシアといった全体主義的な統制国家が鋭く対立する不安定な世界となっている。国連は機能不全に陥っており、新たなグローバル・ガバナンスをどのように再構築していくかが、これからの国際社会の課題となっている。

21 世紀のグローバル文明が展開する時代に必要とされる理念は、個人主義に基づく「人権」の理念と、家族やコミュニティを基盤とした「共生」の理念が調和したものであろう。

世界人権宣言の前文には「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」とあり、社会を構成する個人の

尊厳に焦点が当てられている。人間個人の尊厳、権利が重要であるのはもちろんだが、同時に、共同体としての人類全体の存続や繁栄も重要であろう。個人の尊重と共に、互いに助け合って集団を維持しようとする共生の価値観も重視されるべきである。

特に非西欧諸国では、個人の権利のみを強調する価値観は受け入れがたいという指摘もある。つまり、個人の人権とともに、個人が所属しているコミュニティを共生の基盤としていかに維持し、繁栄させていくかという観点が重要である。社会をバラバラな個人の集合体とみるのではなく、家庭を基本単位とした様々なコミュニティによって成り立つ共同体と捉え、個人の人権の尊重と併せて、いかに他者と共生していくか、共同体としてのコミュニティや社会をいかに守っていくか、という観点を国際社会で共有する必要がある。人権の理念とともに共生の理念を重視することで、より多様な社会にとって受け入れ可能なものとなるだろう。

具体的には、日本は「世界人権宣言」と並ぶ「世界共生宣言」の制定にリーダーシップを発揮し、人権と共生の理念に基づく新たな世界秩序とグローバル・ガバナンス構築に向けて主導的役割を果たすべきである。

また、国際的な潮流となっている持続可能な開発目標（SDGs）は、「誰一人取り残さない」というスローガンを掲げ、社会を構成している個人の尊厳、人権の尊重を基本的な理念としている。ポストSDGs の理念には、人権の理念と併せて共生の理念も掲げることが望ましい。日本は SDGs を支える「人間の安全保障」と「持続可能な開発」という理念の発展に積極的に貢献してきた。新たな理念や規範形成への積極的な参加は、国際社会における日本のプレゼンスを示す一つの方法となるだろう。

④「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」に向けた社会経済基盤づくり

自由で開かれたインド太平洋（FOIP）とは、インド太平洋地域において、法の支配をはじめとする共通の価値や原則に基づく、自由で開かれた秩序を実現することにより、地域全体、ひいては世界の平和と繁栄を確保するという構想である。世界人口の半数以上を要するインド太平洋地域において、「力」による主張ではなく、法の支配に基づく秩序を構築することが、国際社会全体に対する貢献となる。

日本は自由で開かれたインド太平洋（FOIP）を具現化するために、海洋秩序に関する政策発信や海洋法の知見の共有、自由で公正な経済圏を拡げるためのルール作り、インド洋と太平洋にまたがる連結性の実現、能力構築支援を通じたガバナンスの強化、海洋安全保障及び海上安全の確保をはじめとした取り組みを戦略的に推進しようとしている。既に、米国、オーストラリア、インド、欧州諸国、ASEAN・東南アジア諸国、カナダ、ニュージーランド、太平洋島嶼国、アフリカ諸国などに対して FOIP のビジョンを共有し、連携・協力体制を構築しつつある。

ただし、具体的な進捗が遅れていることも指摘されている。特に、ASEAN 域内や南アジアとメコン地域の間の連結性の強化（インフラ整備）や、インド太平洋地域の貿易・投資を拡大するための枠組み作り（二国間の EPA/FTA や RCEP 加盟国の拡大など）が急務である。同時に、教育・職業訓練、ガバナンスにおける能力構築などの開発協力も行う必要がある。外交、開発協力、ビジネスなど、多様な分野にまたがり有機的かつ戦略的に FOIP のための取組みを推進することが求められている。

また、FOIP は中国の一帯一路構想を意識したものであり、インド太平洋地域を武力や強制によらない自由と法の支配を重んじる地域に育てて繁栄させることを目的としている。中国は一帯一路構想に関わる関係諸国との間で、物流、貿易、金融、政治、シンクタンクなどの分野における協力を通じて、国際社会における影響力を拡大させる狙いがある。中国政府によれば 2021 年 6 月時点で 140 ヵ国が協力文書に調印しており、2013 年に構想が提唱されてから各地でインフラ建設が急速に進められてきた。

しかし、関係諸国の債務問題が深刻化するなど課題も多く、米国による「Build Back Better World；B3W」や EU の「グローバル・ゲートウェイ」など、一帯一路構想に対抗するインフラ支援のスキームも出てきている。

中国の一帯一路構想と自由で開かれたインド太平

洋構想（FOIP）は対立した構想と見られることが多いが、日本の提唱した FOIP は、特定の国を排除するような性格のものではない。覇権主義に基づく競争により世界を分断させるのではなく、自由と法の支配・共通ルールの下に世界を包摂していく枠組みであるはずである。日本は、FOIP についてその目的や具体化の手段を今後も丁寧に諸国と共有しながら、平和の土台を再構築し、新たなグローバル文明の繁栄につながる新たな国際秩序作りと、それを具現化するための社会経済基盤づくりを牽引すべきである。

目標２．平和維持のための外交・安保体制の構築

①日米安保体制の強化と「クアッド＋α」の推進

日本の生存と繁栄にとって、米国との同盟関係が死活的に重要であることは言うまでもない。四面環海の特性に加え、資源に乏しく海外との交易に生存と発展を託さねばならない日本の進むべき道は、海洋交易国家としての発展にあり、それを可能とするには平和で開放的な国際環境と自由貿易体制が維持されねばならない。

そのような国際公共財を提供し得る国は、世界の中で米国をおいて他にない。したがって、米国との協力、即ち日米安保体制を一層強固なものとし、政治・軍事・経済の各面で日米の緊密な連携を図ることが、海洋国家日本の最も重要な国策となる。しかし、米国の影響力は相対的に低下しており、日米豪印の Quad（クアッド）はそれをカバーする枠組みの一つであるといえる。

クアッドは対中国を念頭に、日米豪にインドを関与させた枠組みである。計 4 回の共同声明では、中国やロシアを名指で批判したことはない。しかし、扱うテーマは当初の新型コロナウイルスやインフラなどから、航行の自由や核心技術などの政治的分野にまで及ぶようになり、クアッドは確実に進化している。日本の安全保障においては「自由で開かれたインド太平洋」の実現が極めて重要である。そのためにも、日本はクアッドの枠組みを拡大し「クアッド＋α」を推し進めるべきである。

「クアッド＋α」の第一候補は情報大国の英国である。日本では、旧大英帝国で構成されるファイブアイズに日本も入るべきだという議論があるが、この枠組みはアナログの無線通信を主流としていた旧時代のものである。今の時代に適した枠組みとしては、日米豪印のクアッドに英国を加えた枠組みがより戦略的である。

日英は戦前の同盟関係に見られるように歴史的に近いだけでなく、戦略的にも米国と最も近いことから、日本は「新日英同盟」の実現も目指すべきである。日米英三国からなる地球規模の「海洋同盟」が誕生すれば、中露の覇権膨張的な行動をグローバルに抑止することに大きく寄与できる。加えて、新日英同盟は日米安保体制を永続的に担保するにおいても効果的である。

「クアッド＋α」の第二候補は韓国である。核心技術のサプライチェーンの再構築は自由で開かれたインド太平洋の実現において喫緊の課題であり、韓国と台湾は核心技術において最重要な国・地域である。対中経済安保戦略を念頭に、韓国を日米豪印の枠組みに加えるべきである。

長期的かつグローバルな視点でいえば、どの国がインド太平洋の主導権を握るのかが死活的に重要である。自由や民主主義、法の支配を重視する日米などの国々が握るのか、あるいは社会主義強国を目指す中国が握るのか。「自由で開かれたインド太平洋」の実現が、新たなグローバル文明の基礎となるであろう。

②対中国基本戦略の再構築と台湾有事への備え

かつての米ソ冷戦時代と異なり、経済のグローバル化と米国経済のパワーダウン、中国の経済大国化に伴い、中国を世界の経済システムから完全に切り離し封じ込めることは困難となっている。一方、米国では中国との平和共存は不可能であり、中国とそれに連なる国々を米国中心の世界から、あらゆる面で切り離すべき（デカップリング）との意見が強まっている。新型コロナウイルス感染症の拡大は、サプライチェーンを寸断し、米中デカップリングの予行演習とも言われた。米中新冷戦においては、米国と

歩調を合わせつつ中国との関わりを維持し、その膨張と覇権主義を食い止めるという難しいアプローチが求められる。

対中国基本戦略の前提として、中国をどう認識するかが重要である。中国は西側諸国とは異質の国である。欧米は普遍的価値観や国際ルールを尊重しようとするが、中国は共産党一党独裁の下、全体主義的で個人の自由を尊重しない抑圧的な体制である。

中国では古来より群雄割拠や統合と分裂が幾度となく繰り返されてきたが、人権尊重や民主主義を経験することはなかった。近年は ICT などの先端技術を最大限駆使し、国民一人ひとりに対する情報や行動の管理・統制を徹底させ、究極の管理監視国家を実現させた。

また習近平政権は発足以降、覇権膨張主義を露わにしている。2022 年 10 月の第 20 回共産党大会では、習近平による長期政権を公式化するとともに、台湾の武力統一を明文化した。1 時間 44 分の口頭報告では発表されなかったものの、配布された「政治報告書」には「平和的統一に努めるが武力解放の選択肢も捨てない」と初めて武力侵攻を明記した。

現実的に考えれば、台湾有事は日本有事でもある。台湾だけ攻撃されて南西諸島は無傷ということは考えられない。台湾有事への備えのみならず日台関係の強化なども、対中基本戦略を前提として検討すべきである。

日本の安全保障は日米同盟を基軸とする。一方、経済は中国のマーケットに大きく依存している。まずは台湾有事に備えて防衛費を増強し、抑止力を高めることが最重要課題となる。ただし、ことさら敵対意識を強調し、中国をあえて刺激する政策・言動が国益に資するとはいい難い。経済安保も含めた安保環境を強化するとともに、安全保障に支障をきたさない範囲で、中国と経済的にも政治的にも悪くない関係を継続的に実現させ、中国の暴発を限りなく押さえていかなければならない。

米中対立の狭間で、日本のプレゼンスを最大限発揮できるように、前提となる対中国基本戦略を再構築させることが喫緊の課題である。

③戦略的朝鮮半島政策の構築

日本を取り巻く安全保障環境において、朝鮮半島は歴史的に非常に重要な地域であった。戦後は、冷戦構造の激化という情勢変化に伴い、日本は米国の世界戦略の一環として西側陣営に位置づけられた。日本の安全保障政策は日米安保条約に基づく同盟関係に安住したために、個別的戦略が欠如する「思考停止状態」（観念的安保観）に陥ってしまった。

さらに国内では、朝鮮半島に対する左右のイデオロギーからくる対立により、リアリズムに基づく認識と対応ができないままであった。その結果、朝鮮半島に関して現実的かつ生産的な議論ができず、政治においてもまともな関係を構築しようとしてこなかった。

冷戦後の日本の対韓国政策と対北朝鮮政策はその証左である。1990 年代以降の対韓国外交は韓国の出方に振り回される状況対応型に終始することが少なくなかった。対北朝鮮外交にも特段の戦略があるわけではなく、拉致問題は今に至るまでほとんど前進していない。2010 年代には嫌韓意識の高まりから、韓国無視や無関与の政策を唱える風潮も生まれた。一時の感情に流された排他的政策に戦略性はなく、長期的にみて国益を損なう可能性も否めない。

また日本は、朝鮮半島における南北分断の状況を所与不変の前提として外交を進めてきた。朝鮮半島の統一が急に実現する機運はないとしても、南北分断が将来にわたって永続すると決めつけるべきではない。万が一、「統一国家」が反日を国是とすれば、日本の安保環境は壊滅的な損害を被らざるをえないため、長期的視点を持って統一問題に関わりを持つべきであろう。

朝鮮半島が本来日本の安全保障上死活的に重要であることを再認識し、戦略的朝鮮半島政策を構築すべきである。日韓は共通の戦略目標を見失って久しい。しかし、日韓両国は共通点も少なくない。ともに北東アジアの平和と安定を願う立場であり、外交と安保の前提を共有できるはずである。また、日韓経済はともに成長率が鈍化しており、今後は少子高齢化による深刻な影響を避けられない。日本は長期的視点で一貫性のある朝鮮半島政策を確立させ、日

米韓の戦略的連携を主導的に推進していく必要がある。

④緊急事態に備えた法整備と危機管理の強化

日本は近代立憲主義に基づく国家であり、その基本理念は民主主義と法の支配である。日本国憲法前文にも記されている通り、日本国憲法は立憲秩序そのものを破壊する危機や脅威にさらされていない平時を想定している。

しかし立憲主義国家だからといって、重篤な国家的危機に遭遇しない保障はない。21 世紀は、9.11 米国同時多発テロに始まる武力攻撃・戦争の危機から始まり、サイバー・テロ、大規模な自然災害、昨今のコロナ・パンデミックなど、さまざまな危機が世界中を覆いつくしている。

日本では、新型コロナ感染拡大の初期において、感染症の危機に対して緊急事態宣言を発出しても適切に対応できず、改めて体制的課題が露呈することになった。加えて日本を取り巻く東アジア情勢をみても、差し迫った軍事的脅威を身近に感じる状況にある。

こうした危機に対応した国家の危機管理態勢を整備することは焦眉の急務である。ここ四半世紀をかけて国家安全保障会議など体制整備は進んできたが、危機管理を包括的にとらえる「オールハザード」への視点が欠如している。さらに有事に備えた一般市民の避難・退避対策は国民保護法という平時における法律を前提として組み立てられており、有事に際して強制力を持って一般市民を避難させることはできない。その問題の根本には、日本国憲法に国家危機に対応した国家緊急権の権限が規定されていないことがあり、憲法改正による緊急事態条項の創設が不可欠である。

政府与党は憲法改正に向けた議論を活発化させてはいるものの、その実現までのハードルは高い。そこで、次善の策として、一般法と憲法の間を埋める「緊急事態基本法」の制定をまず進めるべきである。併せて緊急事態基本法制定による司令塔の設置など、緊急事態において迅速に判断し効果的に対応するための、関連する法律の整備も不可欠である。

⑤資源・エネルギーの安定確保

日本のエネルギー自給率は極めて低く、2020 年度は 11.2% となっている。特に東日本大震災後は原子力の発電量が減少し、2014 年度には過去最低の 6.3%に落ち込んだ。2015 年以降は、再エネの導入や原子力発電所の再稼働により上昇していたが、2020 年度は 6 年ぶりに前年度を下回った。さらに、2022 年 2 月のロシア軍によるウクライナ侵略は、エネルギー市場の安定を根底から揺さぶった（経済産業省 2022a）。

資源が乏しい日本にとって、エネルギーの安定供給を確保することは死活的に重要であり、2050 年カーボンニュートラルをはじめ、野心的な温室効果ガス削減の目標を掲げるなかにあっても、エネルギーが途絶えないように危機感を持ったリスク管理を行い、冷静な判断を下していく必要がある。

また、ロシア軍によるウクライナ侵略のように、資源・エネルギーの安定確保と政治問題がぶつかることもありうる。そのような状況に柔軟に対応するためにも、①再生可能エネルギーや原子力も含めたエネルギー源の多様化と②エネルギー供給や輸入先の多角化が必須である。

エネルギー源の多様化については、再生可能エネルギーの開発・普及とともに原子力の着実な利用拡大を図ることで国産のエネルギー確保を拡大することが重要である。近年再生可能エネルギーに注目が集まっており、その主電源化も目指されているが、太陽光や風力といった自然条件に左右され安定供給が難しいエネルギーを活用するためには、安定したエネルギー源との併用が欠かせない。

東日本大震災以降、原子力発電は敬遠されてきたが、安全性の確保を最優先したうえで、利用拡大を進めるべきである。併せて、高い製造能力を持つ日本企業とも連携して、高速炉、小型炉、高温ガス炉、核融合等、原子力技術のイノベーションを加速していくことも必要である。

エネルギー供給や輸入先の多角化については、外交の強化、日本企業の競争力の強化により新たな産資源国の開拓を図るなど、海外エネルギー資源を確保する必要がある。同時に、自主権益資源の獲得を

進めるとも重要である。自主権益資源とは、日本企業が資源国で油ガス田を開発・操業する自主開発を行うことによって、引き取る権益を得た資源のことである。

2021 年度の自主開発率（石油・天然ガスの輸入量及び国内生産量に占める、我が国企業の権益に関する引取量及び国内生産量の割合）は、40.1%であった（経済産業省 2022b）。日本政府は安定供給をより強固なものにするため、石油・天然ガスの自主開発比率を 2030 年度に 50%以上、2040 年度に 60%以上に引き上げる目標を掲げている。資源獲得競争は決して甘くないため、資源国との信頼関係を築きながら共同開発を推進し、資源の権益獲得を推進する必要がある。

再エネ推進には蓄電技術も欠かせないが、その電池に欠かせないのがレアメタルである。日本はレアメタルのほぼ 100%を輸入に頼っているため、再エネ発電設備の需要増加が見込まれる中で、今後レアメタルなどの鉱物資源の確保についてもますます重要性が増すと考えられる。鉱物資源についても、可能な限り資源開発の初期段階から日本企業が関わり資源国の経済や人材育成に貢献することが重要である。

一つの鉱山を開くには多数のプロセスや許認可を経なければならず、商業生産に到るまで 10 ～ 15 年の時間が必要である。この間、多くのリスクと向き合うことになるため、それらのリスクを日本企業が資源国と共有し、共に汗し涙する関係を持って開発に臨むことにより資源の安定供給を確保する道が開けるだろう。そういったリスクの一部を国が企業と共に負担するために設置されている石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）をはじめ、官民の組織が総力を挙げて資源獲得に臨むことが重要である。

目標３．地域から創る活力ある持続可能な日本社会

①分権・分散・地域自立型の強靭な社会の構築

日本は、先進国の中では唯一に近い中央集権体制国家であり、活力ある地域社会と国を創る上で、地方分権体制に本格的に移行することは不可欠である。中央集権型行政システムは、限られた資源を中央に集中し、効率的に配分・活用することには適しており、日本の急速な経済発展に大きく寄与した。しかし、地域社会の自治や地域経済の存立基盤を揺るがす側面も持ち合わせている。

日本は経済成熟期を迎えており、少子高齢化および人口減少が進む中で、地域間の格差が生じ、抱える課題も多様化して、中央集権型行政システムは制度疲労を引き起こしている。地域によっては国が行う一律の行政が合わない場合もあり、個性ある地域づくり・地方創生が課題となっている。近年増加している自然災害への対応という観点からも、分権・分散・地域自立型の国土計画が急務である。そのためには、国の役割と地方の役割の明確化、地方で役割を果たすべき事柄についての十分な権限と財源の移譲、そして地方自治への意識向上が必要不可欠であるが、現状まだそれらが不足している。

過去 30 年余りの地方分権改革の結果、機関委任事務制度の廃止や権限移譲、国の関与の抜本的見直しや新しいルールの創設などが行われ、国と地方の関係を対等・協力の関係に変えていくという理念が具現化されてきた。また、義務付け・枠付けの見直しなどが行われ、個別法令レベルに踏み込んだ制度改正が数多く実現した。

その結果、地方自治体が地域課題を踏まえた多様な法的対応をとることが可能となり、制度的には地方の自主性・自立性が高まった。さらに、地域における実情や課題に精通した地方の発意に根差した地方分権を推進するため「提案募集方式」や「手挙げ方式」が導入されている。

しかし、実質的に地方分権が進んでいるとは言い難い。機関委任事務の廃止に伴い導入された法定受託事務は、機関委任事務制度の下で形成されてきた自治体の国への従属と依存の発想や習慣などを払拭するに至っていない。また、条例の制定権についても、いまだに国が強く介入する事例が見られる。分権化した制度を活用して自治体が主体的、自立的に政策を展開するためには、地方自治体の政策形成能力向上や地方自治に対する住民の意識向上が重要で

ある。

同時に、主体的な財政運営も欠かせない。地方財政については「三位一体の改革」が行われてきたが、財政支出と税収の量的規模から見ると、地方分権が進展したとは言えない。地方自治体の自主財源である地方税が占める割合は低水準であり、依然として地方交付税・国庫補助金体制が敷かれている。国全体としての税の再分配機能に留意しつつ、地方税源の充実、および地方交付税・国庫補助金体制の改革が必要である。

2014 年から推進されている地方創生政策についても、地方分権と相いれない側面がある。国はあくまでも「伴走」役に留まるとされており、政策 5 原則の中に「自立性」「地域性」が掲げられ、施策の理念・建前は地方分権と共通している。一方で、多くの自治体は国庫補助金の獲得を目指して「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（地方版総合戦略）を策定し、国の方針や意向に沿って施策事業を企画する。また、総合戦略等の計画手法によって、自治体が自主的・主体的に PDCA サイクルを実行することが求められている。「自主的・主体的に」とされているが、逆にそういった管理手法により国の主導性・統制力が強まり、自治体の依存性が高まっているという見方もある。

本来の地方創生は、国が推進するものではなく、地方自治体自らの創意工夫によって牽引されるべきものである。そういった形で地方創生が成功すれば、地域社会の活力が高まり地方分権化にも寄与することになる。

そのために重要なのは、第一に地域コミュニティの活性化である。現在地方の村落や都市には、先進的なコミュニティ活動が生まれている地域がある。現状に危機感を持った地域から、創造的な取組が生じている。地域コミュニティの活性化は、地域社会づくりに直結し、住民自治の基盤となりうる。そうした中から、本当の意味での地方分権改革が改めて求められる可能性がある。

第二に、地方自治体は広域連携の仕組みを活用して、分散型の国土形成を推進すべきである。平成の大合併の後に「定住自立圏の制度」（2008 年）や「連携中枢都市圏の制度」（2014 年）が創設され、広域連携が進められている。地方自治体の創意工夫により、これらの仕組みが活用されることが願われる。市区町村と都道府県が、各地に合った多様な広域連携の在り方を模索しながら、分散型の国土形成に寄与することが重要である。現状のフルセット主義による画一性の追求から脱却すべきである。

第三に、自立した強い地域社会を構築するには、外部に大きく依存している地域経済の内部循環を促していくことが重要である。大型店の立地を制限していた大店法が 2000 年に廃止されて以降、大型店の郊外立地が進み、商店街など中心市街地の空洞化と地域商業の衰退が加速した。その結果、地域経済の外部依存が促され、地方の活力低下につながった。地域経済の外部依存を解消するためには、食やエネルギー分野において地産地消度を高めていく必要がある。その結果、域外流出額の減少と域内所得の向上という成果が現れるはずである。

最後に、国は、東京一極集中の是正や、権限と財源の地方への移譲など、国でなければできないことを推進すべきである。東京一極集中の是正については、これまでも「多極分散型国土」の構築（1987 年）や地域大学振興法（2018 年）等の取組みが行われてきた。しかし、その一方で工業等制限法の廃止や国家戦略特区などによる容積率・用途等の規制緩和が行われたことにより、タワーマンションの建築や再開発が進められ、東京一極集中は加速している。集中のメリットもあるためその是正は簡単ではないが、首都機能の移転・分散化といった大胆な政策も含めて、東京一極集中の是正に取り組むべきである。

②「誰一人取り残さない」福祉社会の実現

日本では少子高齢化と経済の停滞が相まって、社会支出は抑制され、社会福祉は公的部門が小さいまま維持されている。他方で、高齢者、子供、障がい者、貧困者、保健など、国民全体を包括する社会保障サービスはある程度整備されている。日本の社会保障は、高福祉高負担の北欧諸国と、市場にほとんどの福祉供給を委ねている米国の間にあり、「中福祉低負担」と言える。それは、家庭や地域社会、企業が福祉の重要な担い手として機能してきたという日本的な特色により成り立ってきた。

しかし、1990 年代以降、家族の形態や企業の安定性に揺らぎが生じた。社会構造の変化や社会福祉制度の発展と共に、家族関係の維持・生成と生活の必要性との結びつきが弱まり、地縁や血縁に頼らなくても生活していける社会になった。また、長期不況を通して日本企業の体質も変化してきており、非正規雇用者など会社に取り込まれない人々も増加した。その結果、日常生活を阻害する事象が生じた際に、公的な福祉サービスのみでは十分な支援が受けられない人、もしくは公的サービスすらも届かない人々が生じている。

福祉という観点から考えれば、今後日本が目指すべきは「誰一人取り残さない」福祉社会である。それは、全ての人の身体的、心理的、そして経済面を含む社会的な福祉ニードを充足する社会ということができる。

公的制度に福祉サービスの提供全てを依存する場合、莫大な財源が必要となる。公債の発行によって賄うか、北欧諸国のように高い税率を国民が引き受けなければならない。しかし、今は崩壊しつつあるとはいえ、日本では伝統的に家族や地域によるインフォーマルな福祉が大きな役割を担ってきたため、公的福祉のための巨大な税負担について合意が成立することは難しいのではないか。

また、「ケアされ愛され所属しているという実感」（ジョンソン＝シュワルツの5分類より。坂田（2020）から引用）というような心理的なウェルビーイングは、公的サービスからは得にくい。それゆえ、心理的ウェルビーイングを達成するためには、家族や友人、地域コミュニティなどからのインフォーマルなケアが必要となる。子供の場合は、これに加えて発達の観点から家庭環境が重要となる。

したがって福祉サービスの提供を公的制度のみに期待することは適切ではない。身体的・心理的・社会的すべての福祉ニードを充足しようとするとき、適切な福祉ミックスを考えることが必要となる。福祉ミックス論を提示した R. ローズは、「社会の福祉全体量＝ H（家族によって供給される福祉）＋ M（市場によって供給される福祉）＋ S（政府によって供給される福祉）」というモデルを提示した。ここに使用者としての事業者や地域社会を含め、全ての福祉ニードの充足と福祉供給の持続性を担保していく必要がある。

従来の「日本型福祉社会」の議論では、「個人の自助努力」が第一で、次に家族・地域などインフォーマル部門による福祉供給に依拠し、それらが及ばない部分に公的福祉が手を差し伸べるという残余的な福祉制度の構築が目指された。しかし福祉の補完性原則によれば、自助・共助・公助はそれぞれ完全に分離できるものではなく、かつ全てが補完的である（小林 2022）。すなわち、3 つのうちどれもが単独では成立しない。自助は共助と公助に補完される必要があるし、公助は自助と共助に補完される必要がある。しかるに、今後の日本において実現すべき福祉社会とは、公的福祉が個人・家族・地域社会など全てに向けられ、各々が得意とする部分を担当できるようバックアップすることである。

また、年金、医療、介護、保育、いずれの分野についても国が大きく行っている公的福祉だけでは、地域や個人の細部にまで寄り添うことには限界がある。人々の人生に寄り添った福祉サービスの提供が重要であるが、そのためには、人々の生活に一番密接にかかわる基礎自治体と住民が、その地域に合った福祉を考え実行していくことが望ましい。その際、NPO や民間企業、さらには、ボランティアや住民による自主的な活動も重要な役割を果たしうる。

社会保障制度の再建については、国において税制の再編などによる財源の問題や、高齢者世代と子育て世代の負担と支援のアンバランスの是正など、大きな枠組みについての検討を進める必要がある。同時に、地方自治体においてはその裁量の中で、地域に合わせた自助・共助・公助の適正なバランスを図り、様々な主体が、それぞれの立場と長所を活かし連携して活動できるようにバックアップすることで、「誰一人取り残さない」福祉社会を実現していくことが求められる。

③ウェルビーイングを高める「Society 5.0」の実現

日本は、第 4 次産業革命の技術革新をあらゆる産業や社会生活に取り入れることで、様々な社会課題を解決し、未来を創造する「Society 5.0」（超ス

マート社会）を世界に先駆けて実現することを目指している。Society 5.0 は、「サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会である」とされ（内閣府 2016）、「経済発展」と「社会課題の解決」の両立を目指している点に特徴がある。

我が国は課題先進国といわれており、例えば、世界でも類を見ない超高齢化により、医療・福祉、社会保障制度にかかる課題、製造業における技術継承など、あらゆる産業、地域社会が課題に直面している。このような背景から、我が国においては、デジタル技術を用いた社会課題の解決と経済発展の両立が期待されている。

Society 5.0 においては、具体的には、例えば以下のことが想定されている。予防検診やロボット介護によって健康寿命が延び、社会コストを抑制することが可能となる。農作業の自動化・最適な配送が実現し、食料の増産や食料ロスの削減が可能となる。エネルギー需要の予測、分配の最適化により、エネルギーの安定的な供給や温室効果ガスの排出量削減が可能となる。自動生産の実現やサプライチェーンが最適化されることで、人手不足が解消され、持続可能な形で産業を推進可能となる。社会インフラのメンテナンスも効率的に行うことができるようになる。

これらは正に、経済発展と社会課題の解決の両立、すなわち持続可能な社会の実現につながるものである。課題先進国である日本において、Society 5.0 を実現し、国家としての中長期的な成長を遂げることができれば、持続可能な未来社会の一つの在り方を世界へ提示することができると考えられる。

Society 5.0 を実現するためには、イノベーションを促進し、新規需要の拡大や新たな財やサービスを創出し続けることが重要とされる。このようなイノベーションの主な担い手は既に存在する企業やベンチャー企業であることが想定されるが、社会課題に直面している各地域、各自治体における多様な主体が参画し、社会課題の解決に向かって協働する必要があるだろう。このような取り組みにおいては、扱う社会課題や、関わる企業や地域、自治体などの個別の事情を踏まえた解決策の提示が必要であり、これは日本が高度経済成長期に大きく発展を遂げたときのような、自国へ革新技術を導入し、洗練させる路線の発展とは大きく異なると考えられる。

そのため、日本はこれまで経験したことのない、従来とは異なる方法で成長を遂げる必要があり、今後は、これを実現するための人材を養成する仕組み、教育システムの構築が必要と考えられる。そこにおいては、各地域における課題解決と地域経済の成長の両立に主体的に取り組むアントレプレナーシップの醸成、そして、具体的な解決策を導く創造性の涵養が鍵となるであろう。

Society5.0 として目指す社会は、ICT の浸透によって人々の生活をあらゆる面で良い方向に変化させるデジタルトランスフォーメーションにより、「直面する脅威や先の見えない不確実な状況に対し、持続可能性と強靱性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ（well-being）を実現できる社会」であることが宣言された（文部科学省 2021）。

本宣言からもわかるように、Society 5.0 においては、経済成長と社会課題解決の両立という側面だけではなく、国民一人一人が精神的にも豊かな生活を営める人間社会の実現が願われている。技術革新により様々なことが自動化・効率化されつつある昨今において、人間が本来的に備えている精神性や創造性の重要性が再確認されつつあり、またここ数年におけるコロナ・パンデミックによる世界的な混乱は、人と人との繋がりの重要性を浮き彫りにした。

このような必ずしも経済指標のみでは計測できない人間社会の質的な発展が、Society 5.0 においても重要になると考えられる。人と人の繋がり、各自の人間性を尊重し、豊かにするような「Society 5.0」を目指すべきである。それが新たなグローバル文明における社会のあり方のモデルとなるだろう。

④「移民政策」による共生社会の実現

バブル景気における労働者不足やプラザ合意後の円高を背景に、日本では 1980 年代後半頃から国内で就労する外国人が増え始めた。1989 年には入国管理法改正によって専門・技術分野の外国人労働者

の受け入れが本格化し、現在の外国人受け入れ制度の土台が作られた。その後、技能実習生制度や留学生政策など、多様な窓口を通じて多くの外国人が来日し国内で生活するようになった。日本に住む外国人は年々増え続け、法務省『在留外国人統計』によれば、その数は 2022 年末時点で 307 万人余りに達し、過去最高を記録した。

一方で、政府はこれまで一貫して「移民政策はとらない」との立場を維持し続けている。もし本格的な移民政策が導入されれば、①犯罪発生率が高くなり治安が悪化する、②社会保障費用などの財政負担が大きくなる、③日本人の雇用が奪われる、④日本の伝統文化が損なわれる、といった懸念が国民のあいだに根強いためである。

そのような否定的な見方がある中でも、政府は 2019 年に新たな在留資格「特定技能」を新設した改正入管法を施行し、それまで高度人材に限定していた政策を転換して単純労働者の受け入れにも道を開いた。また外国人との共生に向けた総合的な施策を打ち出すなど、外国人受け入れを拡大する方向性をより明確に打ち出している。このような政策は、「事実上の移民政策」であると指摘されている。

近年の外国人受け入れの拡大は、少子高齢化と人口減少が急速に進行し、とりわけ農林水産業や介護などの分野で人材不足が深刻な状況であることが背景にある。またグローバルな人材獲得競争が激しさを増す中で、戦略的に外国人材を確保したい産業界の意向もある。

しかし、外国人労働者のほとんどは国際的な定義では移民にあたる。移民をどのように受け入るかは、日本社会のあり方に長期的な影響を与える問題であり、「人材不足」という理由からなし崩しに進められるべきものではない。受け入れ制度が不十分なまま外国人が増え続ければ、かえって社会的な軋轢を生むことにもなりかねない。

コロナ禍を経てもなお経済グローバル化の趨勢は強靭であり、今後も国内の外国人の増加傾向は続くと考えられる。移民に関する上述のような懸念については、海外の事例や実証的データに基づく研究もなされてきている。政府は移民受入れが日本の社会・経済に与える影響を冷静に見極めつつ、そのあり方について正面から国民の議論を促す必要があるだろう。その上で「移民政策」をとることを明確にし、移民の資格や権利、規模を示して受け入れ制度の整備を進めるべきである。

同時に、日本で働く外国人の多くはアジア出身者だ。経済発展にともなってアジア諸国と日本の経済格差が縮小するにつれ、日本で働くメリットも小さくなっていく。さらに、アジアの多くの国で少子高齢化が進行しており、これから外国人材の獲得競争が激化していく可能性がある。外国人材を確保しようとするならば、日本が働きたい国、住みたい国となるための努力が不可欠である。

日本固有の伝統文化や慣習を維持・継承しながら、いかに外国人と共に暮らす「共生社会」を実現し日本社会の活力を高めていくことができるのか。特に、グローバル化はすでに多くの外国人が生活している地域社会で急速に進行している。地域社会においてこそ日本らしい「共生社会」のモデルを構築してゆくことが求められている。

⑤日本経済の主力となる次世代産業の育成

戦後の日本経済は製造業を主力産業として大きな発展を遂げてきた。1970 年～ 80 年代にかけて、半導体や自動車をはじめとする日本製の優れた工業製品が世界を席巻し、「ジャパン・アズ・ナンバーワン」と呼ばれるほどの存在感を誇った。しかし、次第に韓国や台湾などアジアの新興工業国との激しい競争に晒され、さらに中国が世界の生産工場としてシェアを拡大すると、日本の製造業はかつての勢いを失っていった。

この間、急速なグローバル化、ICT 化の進展とともに世界経済をめぐる状況は一変したが、日本は旧来のビジネスモデルから脱却することができず、今日まで国際競争力の低下が続いている。日本経済が「失われた 30 年」を克服して再び成長軌道に戻るには、世界経済の変化に対応して革新的な製品・サービスを生み出すことのできる体制を整え、次世代の主力となる産業を育成していかなければならない。

かつて米国も 1970 年代に日本や西ドイツの急成長によって製造業で国際競争力が低下し、貿易収支の大幅赤字に直面した。しかし 80 年代以降、主要

産業を従来型の製造業から ICT 関連産業、バイオ産業を始めとするイノベーション型産業に転換し、とりわけ 1990 年代以降はインターネットを中核にした情報通信技術で世界をリードする存在となった。他の国々に先駆けて、モノづくりからモノが普及した後の情報・サービスや価値提供に重点を置くようになったのである。

米国のそのような新たな産業の創出の過程においては、州立大学を始めとする地方の大学や研究機関が重要な役割を果たしてきた。連邦政府は中小企業技術革新法（SBIR）などの法整備によって産学連携を促しながら、すでに存在していた各州の大学・研究機関を活用して技術の種をもつベンチャー企業を積極的に支援した。同時に、大学は起業家の輩出や学生教育など、人材育成の面でも地域産業の発展に大きく貢献した。

日本もこれまで米国の制度などを参考にしながら、技術革新に基づく経済成長のための様々な政策を進めてきた。政府は 2022 年を「スタートアップ創出元年」と位置付け、戦後の創業期に次ぐ、第二の創業ブームを実現することを目指して「スタートアップ育成 5 か年計画」を発表した。しかし、過去 30 年以上にわたる様々なイノベーション政策は、未だに長期の停滞を脱するような効果を見出せていない。

分権・分散・地域自立型の社会を目指し、地方の大学・研究機関を活用した地域主導の大胆なイノベーション政策が必要である。そうしたイノベーション政策が地域における技術革新と新産業の創出に結実し、地域経済圏を形成して日本経済全体を活性化してゆくことが望まれる。

目標４．未来にむけた人づくりと家族機能の充実

①包括的家族政策による家族支援の充実

近年、家族機能低下により家族病理が深刻化しており、産まれてきた子供たちの成育環境は急速に悪化している。児童虐待や子供の貧困が急増するなど、社会や国の未来を担う次世代の育成が大きな危機に瀕している。子供の問題の背景には家族の問題がある。家族の問題は世代間で連鎖することが少なくない。

家族と子供の福祉に関わる政策の変遷を見ると、80 年代までは家庭の意義と役割を重視する傾向が強かった。80 年代には配偶者特別控除や国民年金の第三号被保険者制度が作られ、家庭の福祉機能（ただし主に女性が負った）を支援するような制度体系であった。しかし、90 年代に入ると変化が起こる。少子化対策に舵がきられ、女性の就労と家庭生活・育児の「両立支援」に主軸を置いた政策立案が行われるようになった。西岡（2021）によれば、「両立支援」は「脱家族化」（家族と福祉の分離）を志向する「女性政策」の観点から立案された。そのため、従来の少子化対策では、家族のライフサイクルを十分に考慮に入れておらず、少子化の主な原因である「未婚化」「晩婚化」への対応はできていない（松田 2021）。また、子供の成育環境への影響も十分検討されておらず、規制緩和による保育の拡大は子供の健全育成との齟齬を生んでいる。

「未婚化」「晩婚化」は男女双方に関わり、大人の働き方は家庭生活を介して子供の成育と関わる。したがって、少子化の緩和・克服と子供の成育環境改善は不可分であり、それらの実現のためには、個人だけでなく夫婦関係・親子関係を含めた家族全体を視野に入れて支援する「包括的家族政策」が必要である。

家族政策とは、「家族機能を維持していくために、家族や家庭内の問題を未然に防ぐこと、あるいは解決することを目的として、家計や生活面に対して、社会的に家族を支援する政策」である。家族機能とは、「家族により構成される世帯の生活維持や、家庭内における育児、教育、介護等に関する機能」である（増田 2022a、2022b）。

ただし、単身世帯やひとり親家庭の増加等により、かつて標準家族のモデルとされた両親と未婚の子供からなる世帯は全体の 25%程度となっている（内閣府 2022a）。様々な状況にある「家族」が、各々の状況においてウェルビーイング（心身が健康で社会的にも満たされた状態）を高めることができるようにすることが重要になる。

家族政策の範囲は、①家族ケアを支援する分野（出産、子育て支援、家庭療養、介護支援など）、②家計の経済的支援に関する分野（児童手当、児童扶養手当、家族税制など）、③家庭と仕事の両立支援に関する分野（家庭保育、保育所、育児休業など）、④家族構成・構造や意識改革・啓発等に関する分野（結婚支援、家族法制、啓発活動など）に分けることができる。

具体的な例を挙げれば、家族ケア支援には、妊婦健診の無料化や 2022 年から実施されている不妊治療の医療保険適用などの他、ヤングケアラーへの対応や介護離職ゼロ政策なども位置付けられる。

家計の経済的支援には、年少扶養控除の復活など家族税制に関するものも含まれる。子育て世帯に対する経済的支援は税制の面からも活発に議論されるべきである。

家庭と仕事の両立支援については、保育サービスの充実が進められてきたが、家庭保育に対する支援にも力を入れるべきである。

意識改革・啓発等に関する分野では、全国の自治体で広がっている若者への「ライフデザイン教育」等が具体例として挙げられる。若者の進路選択において、就職だけではなく結婚や出産、育児などのライフイベントを視野に入れて総合的にキャリアを考えるようにする狙いがある。

以上の政策に加えて、心理的な面から家族関係を支援する政策も重要である。家族内の葛藤や不健全なコミュニケーションが持続すると、家族病理の発生につながるほか、家族が諸課題に対応する力（適応性）を低下させ、ストレスを増加させる。現在、家族関係支援は、すでに虐待などの問題が顕在化した家庭に対して、児童相談所などにより行われるもの以外はあまり見られない。問題が深刻化する前に、家族問題を気軽に相談できる窓口や、家族療法などを含む心理社会的な家族支援の普及が望まれる。また、日本では家族問題を人に相談しづらい雰囲気がある。子育てや家族の問題を相談してもよいという意識啓発なども重要となろう。

既に取り組まれている政策も多くあるが、それらを「家族政策」として総合的・包括的に捉える視点が重要である。そのことが少子化対策だけでなく、家族が抱える様々な問題の解決、さらには地域社会の安定と発展につながる。

「家族政策」は、厚生労働省、文部科学省、財務省、法務省など様々な省庁の管轄にまたがることから、総合的に推進するのは容易ではない。2023 年 4 月には、子供政策を一元的に集約する「こども家庭庁」が設置される。こども家庭庁には、政府全体の少子化対策やこどもや若者の健やかな成長に関する施策を強力に推進すること、地域の実情や課題に応じた少子化対策を進めるため地方公共団体の取り組みを支援することが主要な事務として位置付けられている。縦割り行政を打破することは容易ではないが、こども家庭庁は、幅広い視点を持ち、子供の問題の背後にある家庭・家族を丸ごと支援する家族政策の視点から施策を打ち出すことを期待したい。

②子育てフレンドリーな社会の実現

少子化を緩和・克服し、家族生活の安定と子供の健康な発達を保障するためには、「子育てフレンドリーな社会」を実現していく必要がある。「子育てフレンドリーな社会」とは、人々が仕事・経済活動と子育て・家族生活の間でバランスをとることのできる社会である。

現在の子育て家庭は孤立しやすく、同時に仕事と子育て・家族生活の多重役割を負っている。高度成長期以降、都市部への人口移動と核家族化により、家族規模が縮小し、地域コミュニティは衰退した。また、1990 年代から続く長期の経済停滞により、多くの家庭では共働きを余儀なくされ、長時間労働を強いられている。加えて、少子化により、産業界にとって女性の就労は欠かせないものになった。現代日本社会は、子育ち・子育てにやさしい環境とはいえない。

家族生活を充実させることは、子供の発達と一人ひとりの家族成員のウェルビーイング（心身が健康で社会的にも満たされた状態）にとってきわめて重要である。まず、充実した家族生活は、子供が家族との情緒的関係を肯定的に捉えやすくし、子供のウェルビーイングを実現しやすくする。親にとっても、夫婦で共に子育てをすることは夫婦間の信頼関係を向上させる。良好な家族関係は信頼関係の基で

あり、その意味で家庭は社会における共生の核であると言える。

しかし、現在の日本社会では多くの場合、人々は仕事・経済活動を中心に時間とエネルギーの配分を行い、その残りを子育てと家族生活に充てざるを得ない状況にある。経済活動や社会活動とともに、子育てと家族生活もより充実させられるように社会の制度を設計する必要がある。

そのために必要なことは、第一に、家族が共有する時空間への配慮である。子育て期にある男女には、必要に応じて家事・育児に充てる時間をとれるよう、働き方を柔軟に変化させられるようにすることが望ましい。男女の育児休業を取りやすくするとともに、短時間勤務およびその間の一定額の所得保障などが重要となる。

また、子育てしやすい場所で仕事をできるようにすることも効果的である。高度成長期以降の職住分離は、主に父親を家庭から引き離した。その結果、通勤に時間を取られることで家事・育児に充てる時間を圧迫している。ICT を活用した在宅勤務や職住近接への取り組みが進みつつあるが、それをさらに推進すると同時に、頻繁な転勤や単身赴任をしなくて済むような配慮も重要である。子供が乳児期の時から両親が密な関わりをもつことは、子供の発達に必要であると同時に、母親の精神的安定に寄与し、虐待防止にもつながる。

第二に、子育て版の地域共生社会の構築である。子育て家庭は喜びも大きいが、ストレスを抱えやすい。加えて、共働きの普及で、家庭に持ち込まれるストレスも増えている。孤立の解消・緩和のため、近隣の相互扶助や NPO に代表されるインフォーマルな支援、行政・社会福祉法人などによるフォーマルな支援を総合した支援ネットワークの構築が重要となる。

その際、保育所や学校は、重要な子育ち・子育て支援の場となりうる。少子化の進行に伴い、保育所や学校は、様々な年齢の子供同士の交流の場として重要度が増している。また、子育て困難家庭にとっては、セーフティネットの役割も果たす。ただし、質の高い保育の保証が不可欠である。保育における、規制緩和による無軌道な量的拡大は、保育の質を低下させるおそれがある。子供の年齢と発達段階に応じた利用をすすめ、適切な人材の育成と配置によって環境を整備していく必要がある。

「包括的家族政策」（前項参照）と合わせて、以上のような社会環境の整備が「子育てフレンドリーな社会」の構築に寄与するであろう。

③人間性を育む「人格教育」と学校改革

学校教育（初等・中等教育）の目標について、現在の学習指導要領は、子供たちが未来社会を切り開くために必要な資質・能力として、「（実際の社会や生活で生きて働く）知識及び技能の習得」「（未知の状況にも対応できる）思考力、判断力、表現力等の育成」「（学んだことを人生や社会に生かそうとする）学びに向かう力、人間性等の涵養」という三つの柱（「学習の三要素」）を示し、これらをバランスよく育成することを目指している。そのために強調されているのが「主体的・対話的で深い学び」の視点である。

一方、教育基本法第一条（教育の目的）には「教育は、人格の完成を目指し」とある。「人格の完成」のための教育は、学習指導要領の内容を実現していくための基礎教育と言えるが、これまで人格を完成した人間像が明確にされたことはない。

「人格の完成」と最も関連の強い教科は、2018 年度から実施されている「特別の教科 道徳」である。その学習指導要領では、「道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる」ことを目標とし、指導方法は従来の読み物資料だけでなく、「問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れる」といった内容が示されている。また、文科省が定めた教育振興基本計画（2023 ～ 27 年度）では、基本方針として「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」と「2040 年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」を掲げている。

では、日本が持続可能な社会と国家を築き、新たなグローバル文明の担い手となるために必要な人間像、日本社会のウェルビーイング（心身が健康で社会的にも満たされた状態）の向上に資する人間像とはどのようなものであろうか。ここでは「人格の完成」を念頭に、教育目標となる人間像として三つの

視点を提起したい。

第一は、個人として成熟した人格を有する人間である。成熟した人格とは、時代や地域・文化を超えて、普遍的に人間としての美徳とみなされている徳目（品性）を備えた人間である。第二に、家庭人や社会人として円満な人間関係を築き、他者と共生することのできる人間である。第三に、個人の特性や個性を活かして社会に貢献する奉仕の心と習慣を持った人間である。

これらの資質を持ち合わせた人物を育成するために、「特別の教科 道徳」を軸に、学校生活のあらゆる面を通して子供たちの人間性を育むことが重要である。

米国では、1990 年代以降、徳目（品性）教育に力点を置いた「Character Education」（人格教育）を推進しており、大きな成果を上げている。米国の人格教育では、「感謝」「従順性」「正直」「思いやり」「勇気」「権威」「責任」「忍耐」「配慮」などを、時代や地域・文化を超えた人間としての普遍的な徳目として教育している。その特徴は、①道徳的知識（知）だけでなく、道徳的感情（情）を養い、具体的な行動（意）に結びつけて「習慣化」させる点、②学校・家庭・地域社会が協力しながら、学校を中核とした「道徳的文化」を地域社会全体に築いていこうとする点にある。

日本でも「道徳」が教科化され、道徳に対する各教員の意識の向上や授業時間の確保などの面で進展が見られようになった。ただし、教科書はできたが、それを教える専門教員の養成は手付かずの状態にある。道徳を専門とする教員の養成が今後の課題である。また、現在の教員養成課程には「道徳の指導法」はあるが、道徳の教員免許が設けられていないため、道徳教育の理論を構築する専門家を養成する仕組みが十分ではない。大学の道徳授業研究も進んでいるとは言い難い。

従って、道徳教育の質を向上させるためには、第一に道徳専門の教員免許を設けることが必要である。そのためには「道徳とは何か」という道徳哲学、道徳に関する学問的な理論体系の構築を図る「道徳学」の研究が不可欠となる。「道徳学」の研究が進んで初めて、道徳を専門とする教員の資質とは何か、道徳を専門とする教員養成に何が必要なのかが、学問的に明確になるからである。

第二に、学校と家庭・地域社会の連携・協力体制の構築を推進することが重要である。学校・家庭・地域社会が連携する仕組みとしては既に「コミュニティスクール」（学校運営協議会制度）がある。これは、学校運営について保護者や地域住民が学校づくりに参加する制度であり、地域とともにある学校づくりを推進し、社会全体で子供の育ちを支えていくことを目指している。子供たちの道徳性や人格の育成も、学校生活だけでなく、学校と家庭、地域社会全体で教育目標やプランを共有し、地域もその一端を担って推進することが望まれる。米国の人格教育同様、子供たち個人の道徳育成という視点にとどまらず、地域社会における道徳的文化の造成という社会的なビジョンを学校・家庭・地域社会全体で共有し、取り組む必要がある。

第三に、道徳の具体的実践を組み込むことが効果的であろう。これまでの日本の道徳教育は「道徳性」が重視されたものの、それは道徳的判断力、道徳的心情、道徳的実践意欲と能力という、内面的な資質の域を出ていなかった。学校行事や部活動、清掃活動などを通じて道徳性を育成するような指導が行われてきた側面もあるが、米国の人格教育で重視しているサービスラーニングのように、教室で学んだ知識を地域社会の課題解決に生かすといった具体的実践を念頭に置いたものではない。道徳を日々の生活に活かすためにも、学校生活や地域社会での実践を通じて道徳行動を習慣化させることが重要である。

一方、現在学校教育現場には、様々な課題が山積している。本来は家庭や地域でなすべきことも学校に委ねられ、学校と教師の負担が増大している。外国人児童生徒の増加、不登校児童生徒の増加、特別支援教育の拡充、貧困やいじめなど、様々な状況にある児童生徒への対応にも追われている。その結果、教員の長時間勤務による疲弊、採用倍率の低下と教員不足が深刻化している。全国の公立学校の教員不足は 2021 年時点で 2000 人余に上り、学級担任の不足や授業が行えなくなったケースもある（文部科学省 2022b）。

今後は、人口減少により学校教育の維持と質の保

障についても課題が生じることが予測される。「少人数学級」の推進や情報端末を活用した GIGA スクール構想など新たな取り組みも進められており、教員の指導力の一層の向上が必要とされている。教員人材の確保と質の向上、専門性を高める体制づくりと共に、学校現場における働き方改革の推進が急がれる。

学校教育において重視すべきは、子供の人間性を養う人格教育とそれを担う専門性を持った教員の養成、及び教職員の労働環境の改善である。とりわけ、人格教育を進める上でも、学校教育を支える教員の労働環境の改善は急務である。

④未来創造のための高等教育改革

グローバル化により国境を越えた国際間の大学競争、高度専門人材の奪い合いが激しくなっている。近年日本の大学の評価は下がっており、国際間の競争においても、決して優位な位置にはない。他方、少子化により 18 歳人口が激減しているにもかかわらず、大学設置数は増加し、定員割れの大学が続出している。日本は大学淘汰の時代に突入しており、高等教育は抜本的改革が必要とされている。

国際的かつ国内的諸課題解決のためには、科学技術の開発が不可欠である。米国、中国、ドイツなど他の主要国が博士課程入学者、博士取得者の数を伸ばしているのに対して、日本だけは過去 20 年間に横ばいあるいは減少傾向にある。

大学を巡る国内外の環境変化に対して、政府の危機意識も強く、2022 年、内閣府や文科省が立て続けに未来人材に関する提言を発表した。同年５月、内閣府の教育未来創造会議が発表した提言「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第１次提言）」で今後取り組むべき課題として特に強調されたのは、「大学等の機能強化」などによる人材育成の方策である。高等教育の重点項目として、「文理の壁を超えた普遍的知識・能力を備えた人材育成」「デジタル、人工知能、グリーン（脱炭素化など）、農業、観光などをけん引する高度専門人材の育成」「修士・博士人材の増加」などが挙げられている。

今後の高等教育改革において特に重要な方向性は、「高度専門人材の育成」と「大学による地域活性化」の二点である。

「高度専門人材の育成」には、給与や研究環境の改善、若手研究者が活躍できる安定的なポストの拡充、多様なキャリアパスの開拓が必要である。専門性の高い博士人材の活用が遅れていることはかねてから指摘されており、博士課程修了者の就職率は臨床研修医やポスドクを含めても 67％前後で低迷している。人文科学や社会科学では 30 ～ 50％台に落ち込む。企業の研究者に占める博士号取得者の割合は 5％以下であり、大学の研究職や企業の研究者として高度専門人材が活躍できる多様なキャリアパスをどう創るかが課題である。

また、博士課程学生への経済的支援や研究環境にも大きな課題がある。欧米では、博士課程学生に対して個人を対象とする研究奨学金のフェローシップ、研究補助業務に対して給与を支払うＲＡ（リサーチ・アシスタント）、教育補助業務を行うＴＡ（ティーチング・アシスタント）など、多様な経済的支援の仕組みが充実している。日本でも 2022 年度から科学技術支援機構が「次世代研究者挑戦的プログラム」を開始し、博士後期課程学生を対象に研究費などの支援強化を始めた。研究環境の改善については、政府が 10 兆円規模の大学ファンドを創設し、世界と伍する研究大学を目指す「国際卓越研究大学」を認定して、研究体制を強化する方針である。一部の有力大学に資金を集中する「選択と集中」の手法には、他の大学との格差拡大を懸念する声もあるが、そうした点も踏まえながらも、若手研究者が経済的不安を抱えずに研究に集中できる環境の整備を急ぐ必要がある。

同時に、どのような高度専門人材を育成するかという点についてもビジョンが必要である。専門分野を極めるのはもちろんのこと、専門性と総合性のバランス、パブリックマインド、国際的視野など、未来を創造していく上で重要な素養を育むことが肝要である。これらは、初等中等教育との連続性の中で検討されるべきであるが、高等教育の仕組みやカリキュラムにおいても工夫の余地があるだろう。

二点目の「大学による地域活性化」について、地方の中核大学には各地域のローカルな社会課題の解

決を担う人材の育成、およびそのための研究拠点となることが期待される。文科省は 2020 年から若者の地元定着と地域活性化推進を掲げ、「大学による地方創生人材教育プログラム構築事業」を開始した。大学と自治体、地元企業の連携による、地域人材育成機関としての大学の機能強化が期待されている。

2022 年 2 月に政府が公表した「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」では、特定分野に強みを持つ大学がその強みを発揮し、人材育成や産学官連携を通じた社会課題解決と地域貢献などを推進していく方向性が示された。都市部と比べて進学率が低いこと、学生の確保が困難であることなど、地方における大学経営は容易ではない。そうした中で、産官学連携による社会課題解決と地域貢献を進めることで大学を地方創生の主要アクターとして位置づけることが目指されている。

今後、分権・分散・地域自立型の社会を目指すうえでも、地方中核大学によるローカルな社会課題解決のためのプロフェッショナルの育成は大いに期待される。また、そのような各地の具体的な課題解決に携わる人々の全国的なネットワークや、グローバルな諸課題との接続によって、「課題解決先進国」としての日本のプレゼンスを高めていくことが重要である。

参考文献

會退友美・衛藤久美（2015）「共食行動と健康・栄養状態ならびに食物･栄養素摂取との関連」『日本健康教育学会誌』23(4)、pp.279-289。

秋元千明（2020）「コロナが変えた世界 ―中国を警戒し始めた欧州―」、平和政策研究所、https://ippjapan.org/archives/4603（2022 年 10 月 5 日閲覧）。

阿部圭史（2022）「日本に「危機管理専門」の官僚が足りない根本理由―国民を危機から守るのに欠かせない 2 つの存在」、東洋経済オンライン、2022 年 3 月 22 日、https://toyokeizai.net/articles/-/539186（2022 年 10 月 5 日閲覧）。

石川卓（2021）「激変する世界情勢と日本の安全保障政策―バイデン政権の対外戦略と日本の重点課題―」、平和政策研究所、https://ippjapan.org/archives/6466（2022 年 10 月 5 日閲覧）。

井上健（2021）「ポストコロナ時代のグローバル・ガバナンスと日本の役割」、平和政策研究所、https://ippjapan.org/archives/6446（2022 年 10 月 5 日閲覧）。

今村文彦（2006）「巨大災害の時代を生き抜くためにすべきこととは」、国土交通省 HP、https://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/iten/onlinelecture/lec101.html（2022 年 10 月 5 日閲覧）。

岡本信広（2022）「『一帯一路』構想の動向」、EBPM Report、独立行政法人経済産業研究所、https://www.rieti.go.jp/jp/special/ebpm_report/018.html、（2022 年 10 月 5 日閲覧）。

外務省（2007）「第 2 章 第 2 節日本の開発援助の特徴」『政府開発援助（ODA）白書 2007 年版』、https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/07_hakusho/honbun/b1/s2_2_01.html（2023 年 3 月 1 日閲覧）。

外務省（2021）『2021 年版開発協力白書 日本の国際協力 』、https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo/21_hakusho/（2023 年 2 月 24 日閲覧）。

外務省（2022）「自由で開かれたインド太平洋」、https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page25_001766.html（2023 年 2 月 24 日閲覧）。

鎌田真実（2018）「地域福祉と日本型福祉国家の再編」『香川大学 経済政策研究』第 14 号、pp.93-113。

河合正弘（2019）「『一帯一路』構想と『インド太平洋』構想」、『反グローバリズム再考：国際経済秩序を揺るがす危機要因の研究　世界経済研究会報告書』、日本国際問題研究所。

河田惠昭（2019）「平成－巨大自然災害の多発によって明らかになった防災体制の不備」、nippon.com、2009 年 4 月 2 日、https://www.nippon.com/ja/in-depth/d00477/（2022 年 10 月 5 日閲覧）。

環境省（2022）「令和 5 年度環境省重点施策」、https://www.env.go.jp/content/000098819.pdf（2023 年 2 月 24 日閲覧）。

環境省（2013）「日本の廃棄物処理・リサイクル技術―持続可能な社会に向けて―」、https://www.env.go.jp/recycle/circul/venous_industry/ja/brochure.pdf（2023 年 2 月 24 日閲覧）。

環境省自然環境局「里地里山の保全・活用」https://www.env.go.jp/nature/satoyama/top.html（2023 年 2 月 24 日閲覧）。

北垣郁雄（2018）「大学における学生エリート養成プログラム ―その背景および提言―」、平和政策研究所、https://ippjapan.org/archives/1291（2022 年 10 月 5 日閲覧）。

熊谷奈緒子（2020）「ポストコロナの世界秩序と新型コロナの多角的影響 ―世界的潮流からみた昨今の日韓関係の考察―」、平和政策研究所、https://ippjapan.org/archives/4629（2022 年 10 月 5 日閲覧）。

経済産業省（2017）「第四次産業革命の進展と産業・就労構造の変化」https://www.mlit.go.jp/common/001207983.pdf（2022 年 10 月 15 日閲覧）。

経済産業省（2021）「FOIP（自由で開かれたインド太平洋）」、https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade/foip/index.html（2023 年 2 月 24 日閲覧）。

経済産業省（2022a）『令和 3 年度 エネルギーに関する年次報告（エネルギー白書 2022）』、https://www.enecho.meti.go.jp/about/whitepaper/2022/pdf/whitepaper2022_all.pdf（2023 年 2 月 24 日閲覧）。

経済産業省（2022b）「我が国の石油・天然ガスの自主開発比率 (令和 3 年度) を公表します」、https://www.meti.go.jp/press/2022/06/20220628001/20220628001.html（2023 年 2 月 24 日閲覧）。

経済産業省 資源エネルギー庁（2019）「【インタビュー】石油・天然ガス『自主開発比率 40% 以上』をめざす上流事業の取り組み―横井 研一氏（前編）」、https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/interview12yokoi01.html（2023 年 2 月 24 日閲覧）。

経済産業省 資源エネルギー庁（2022）「2021－日本が抱えているエネルギー問題（前編）」、https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/energyissue2021_1.html（2023 年 2 月 24 日閲覧）。

厚生労働省（2022）「令和 3 年（2021）人口動態統計（確定数）の概況」https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei21/dl/15_all.pdf（2023 年 2 月 24 日閲覧）。

国土交通省「社会資本の老朽化の現状と将来」、社会資本の老朽化対策情報ポータルサイトインフラメンテナンス情報 HP、https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/maintenance/02research/02_01.html（2023 年 2 月 24 日閲覧）。

国立社会保障・人口問題研究所（2022a）「人口統計資料集 2022 年版」、https://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Popular/Popular2022.asp?chap=6（2023 年 3 月 1 日閲覧）。

国立社会保障・人口問題研究所（2022b）『第 16 回出生動向基本調査』、https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei21/index.html（2023 年 1 月 24 日閲覧）。

小西史子（2003）.「朝食の孤食頻度、夕食の楽しさ、家族満足度ならびに学校適応感が中学生の『主観的健康感』に及ぼす影響」『日本健康教育学会誌』11(1)、pp.1-11。

小林甲一（2022）「社会保険の政策理念と経済社会倫理」『名古屋学院大学論集　社会科学篇』第 58 巻、4 号、pp.65-86。

坂田周一（2020）『社会福祉政策―原理と展開』第 4 版、有斐閣。

総務省（2017）『平成 29 年版 情報通信白書』、https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h29/pdf/n3100000.pdf（2023 年 1 月 31 日閲覧）。

総務省（2018）『平成 30 年版 情報通信白書』、https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h30/html/nd135210.html（2023 年 1 月 31 日閲覧）。

総務省（2020）『令和 2 年版 情報通信白書』、https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r02/html/nd121110.html（2023 年 1 月 31 日閲覧）。

総務省（2021）『2019 年全国家計構造調査　年間収入・資産分布等に関する結果』、https://www.stat.go.jp/data/zenkokukakei/2019/kekka.html#kekka（2023 年 3 月 17 日閲覧）

総務省（2022）『人口推計（令和 3 年）』、https://www.stat.go.jp/data/jinsui/2021np/index.html（2023 年 1 月 25 日閲覧）。

高橋一生（2013）「日本型価値観外交の構想」、平和政策研究所、https://ippjapan.org/archives/192（2022 年 10 月 3 日閲覧）。

高橋一生（2015）「21 世紀型グローバル・リーダーの資質 ―権力政治の向こうに多国間協力と地球市民社会の地平が見える―」、平和政策研究所、https://ippjapan.org/archives/976（2022 年 10 月 3 日閲覧）。

高橋一生（2020）「ポスト・コロナの世界と日本」、平和政策研究所、https://ippjapan.org/archives/2020（2022 年 10 月 3 日閲覧）。

地方分権推進委員会（1996）「地方分権推進委員会 中間報告」、https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/8313852/www8.cao.go.jp/bunken/bunken-iinkai/middle/index.html（2022 年 10 月 3 日閲覧）。

地方分権改革有識者会議（2014）「個性を活かし自立した地方をつくる～地方分権改革の総括と展望～」、内閣府、https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/260624_soukatsutotenbou-honbun.pdf(2022 年 10 月 3 日閲覧)。

堤一憲（2021）「来る巨大災害に対して加速すべき防災の改革―技術と民間投資で人命と経済を守る」、三菱総合研究所マンスリーレビュー 2021 年 3 月号、https://www.mri.co.jp/knowledge/mreview/202103.html（2022 年 10 月 5 日閲覧）。

トーマス・J・ウォード（2013）「環太平洋時代に求められる日本型グローバルリーダーシップ ―日本は成功モデルを次世代に伝えリーダーを養成せよ―」、平和政策研究所、https://ippjapan.org/archives/186（2022 年 10 月 5 日閲覧）。

内閣官房（2017）「未来投資戦略 2017」、https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/seicho/pdf/miraitousi2017.pdf（2022 年 10 月 17 日閲覧）。

内閣府「Society 5.0」、https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/index.html（2022 年 10 月 17 日閲覧）。

内閣府（2011）『地域の経済 2011 －震災からの復興、地域の再生－』https://www5.cao.go.jp/j-j/cr/cr11/chr11020201.html（2023 年 3 月 1 日閲覧。）

内閣府（2014）「南海トラフ地震防災対策推進基本計画の概要」『平成 26 年版 防災白書』、https://www.bousai.go.jp/kaigirep/hakusho/h26/zuhyo/zuhyo01_01_47.html（2023 年 1 月 31 日閲覧）。

内閣府（2015）「政府の危機管理組織の在り方に係る関係副大臣会合最終報告」、内閣府防災情報のページ、https://www.bousai.go.jp/kaigirep/kaigou/saishu/pdf/saishu_houkoku2.pdf（2022 年 10 月 5 日閲覧）。

内閣府（2016）「第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年度～32 年度）」、https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index5.html（2022 年 10 月 17 日閲覧）。

内閣府（2020）『令和 2 年版 防災白書』、https://www.bousai.go.jp/kaigirep/hakusho/pdf/R2_tokushu.pdf（2023 年 3 月 1 日閲覧）。

内閣府（2022a）『男女共同参画白書 令和 4 年版』、https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r04/zentai/index.html（2023 年 2 月 22 日閲覧）。

内閣府（2022b）『令和 4 年版　子供・若者白書』、https://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/r04honpen/index.html　（2023 年 2 月 7 日閲覧）。

内閣府（2022c）「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について」、https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/mirai_jinzai/pdf/005_s01_00.pdf（2023 年 2 月 22 日閲覧）。

内閣府（2022d）「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」、https://www8.cao.go.jp/cstp/output/kenkyudai_pkg_p.pdf（2023 年 3 月 1 日閲覧）。

中山理(2021)「21 世紀における日本の道徳教育への提言」、平和政策研究所、https://ippjapan.org/archives/6584（2022 年 10 月 4 日閲覧）。

中山理（2020）「日本と欧米、アジアの人格教育と人材育成への提言 ―道徳教育と人材育成の課題―」、平和政策研究所、https://ippjapan.org/archives/4853（2022 年 10 月 4 日閲覧）。

西岡晋（2021）『日本型福祉国家再編の言説政治と官僚制 ―家族政策の「少子化対策」化』ナカニシヤ出版。

西谷真規子（2022）「新時代のグローバル・ガバナンス論 ー気候変動ガバナンスとアメリカのリーダーシップー」、平和政策研究所、https://ippjapan.org/archives/7179（2022 年 10 月 3 日閲覧）。

日本経済団体連合会（2018）「Policy（提言・報告書）Society 5.0 ーともに創造する未来ー」、https://www.keidanren.or.jp/policy/2018/095.html（2023 年 1 月 31 日閲覧）。

日本経済団体連合会（2022）「Policy（提言・報告書）エネルギーを考える」、https://www.keidanren.or.jp/policy/energy.html（2023 年 2 月 24 日閲覧）。

野口悠紀雄（2019）『平成はなぜ失敗したのか「失われた 30 年」の分析』、幻冬舎。

平和政策研究所（2014）「道徳教育の教科化に伴う「性的自己抑制教育」導入の提言」、平和政策研究所、https://ippjapan.org/archives/556（2022 年 10 月 3 日閲覧）。

平和政策研究所（2016）「『戦略的朝鮮半島政策』確立への提言 ―日米韓の連携を軸として―」、平和政策研究所、https://ippjapan.org/archives/1898（2022 年 10 月 3 日閲覧）。

平和政策研究所（2016）「国際開発援助における中国の台頭とその評価―中国の国家戦略を見据えて」、平和政策研究 所、https://ippjapan.org/archives/2082（2022 年 10 月 3 日閲覧）。

平和政策研究所（2017）「環太平洋文明の発展と海洋国家日本の構想 ―海洋国家連合と新経済秩序の構築―」、平和政策研究所、https://ippjapan.org/archives/2397（2022 年 10 月 3 日閲覧）。

平和政策研究所（2017）「少子化対策に代わる「家族政策」の提言」、平和政策研究所、https://ippjapan.org/archives/2426（2022 年 10 月 3 日閲覧）。

平和政策研究所（2018）「新日英“同盟”の時代 ―グローバルな海洋同盟の構築に向けて―」、平和政策研究所、https://ippjapan.org/archives/1244（2022 年 10 月 3 日閲覧）。

平和政策研究所（2018）「人口減少社会日本の選択 ―少子化対策から「人口政策」への転換を―」、平和政策研究所、https://ippjapan.org/archives/1330（2022 年 10 月 3 日閲覧）。

平和政策研究所（2018）「中国一帯一路構想の狙いと日本の採るべき国家戦略の提言」、平和政策研究所、https://ippjapan.org/archives/2646（2022 年 10 月 3 日閲覧）。

平和政策研究所（2019）「中国の脅威分析と日本の対中国基本戦略」、平和政策研究所、https://ippjapan.org/archives/1530（2022 年 10 月 3 日閲覧）。

平和政策研究所（2019）「『特別の教科 道徳』の課題 ―道徳専門の教員養成と学校・家庭・地域の連携―」、IPP 政策ブリーフ vol.6、平和政策研究所、https://ippjapan.org/archives/1512(2022 年 10 月 3 日閲覧)。

平和政策研究所（2020）「日本の対中総合戦略 ―採るべき 15 の戦略・3 つの改革―」、平和政策研究所、https://ippjapan.org/archives/1956（2022 年 10 月 3 日閲覧）。

平和政策研究所（2021）「持続可能な社会の創り手を育むために ―学校における SDGs 教育についての考察―」、平和政策研究所、https://ippjapan.org/archives/6270（2022 年 10 月 3 日閲覧）。

平和政策研究所（2021）「太平洋新文明圏時代の到来と戦略的朝鮮半島政策確立への提言―日米韓を軸とした南北の平和的統一を見据えて―」、平和政策研究所、https://ippjapan.org/archives/6662（2022 年 10 月 3 日閲覧）。

平和政策研究所（2021）「ポスト SDGs に向けた日本の役割 ―共生・家庭・地域に着目して―」、平和政策研究所、https://ippjapan.org/archives/6823（2022 年 10 月 3 日閲覧）。

平和政策研究所（2022）「地域社会の変容と信仰基盤組織（FBO）の役割 ―新しいコミュニティ政策への提言―」、平和政策研究所、https://ippjapan.org/archives/6955（2022 年 10 月 3 日閲覧）。

平和政策研究所（2022）「日韓の戦略的関係再構築への提言 ―自由で開かれた北東アジア経済圏にむけて―」、平和政策研究所、https://ippjapan.org/archives/7063（2022 年 10 月 3 日閲覧）。

法務省（2022）『在留外国人統計 2022 年 6 月』、https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250012&tstat=000001018034&cycle=1&year=20220&month=12040606&tclass1=000001060399&tclass2val=0（2022 年 10 月 3 日閲覧）。

増田雅暢（2017）「日本型家族政策の考察 ―少子化対策はなぜ成果をあげないか―」、平和政策研究所、https://ippjapan.org/archives/2483（2022 年 10 月 3 日閲覧）。

増田雅暢（2022a）「子育て家庭を社会で支える「家族政策」の提言 ―「少子化対策」から「家族政策」への転換を―」、平和政策研究所、https://ippjapan.org/archives/6921（2022 年 10 月 3 日閲覧）。

増田雅暢（2022b）「『こども家庭庁』の課題と『家族政策』の可能性 ―家族を一体的に支援する政策が求められる―」、平和政策研究所、https://ippjapan.org/archives/7202（2022 年 10 月 3 日閲覧）。

松岡昌則（1988）「家族機能の補完と地域社会関係」『秋田大学教育学部研究紀要 人文科学・社会科学』38、pp.83-95。

松田茂樹（2021）『[続] 少子化論―出生率回復と〈自由な社会〉』、学文社。

マーク・エスパー（2022）「不透明さを増す東アジア情勢と朝鮮半島統一のビジョン ―米日韓パートナーシップ強化の重要性―」、平和政策研究所、https://ippjapan.org/archives/7055（2022 年 10 月 3 日閲覧）。

椋野美智子・田中耕太郎（2020）『はじめての社会保障―福祉を学ぶ人へ』第 17 版、有斐閣。

村上朋子・本蔵満・久谷一朗（2011）「各国のエネルギー安全保障政策と実態の調査分析－主要国のエネルギー安全保障政策の定量評価―」、日本エネルギー経済研究所、https://eneken.ieej.or.jp/data/3548.pdf（2023 年 2 月 24 日閲覧）。

文部科学省（2021）『令和 3 年版科学技術・イノベーション白書 Society 5.0 の実現に向けて』、https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpaa202101/detail/1421221_00021.html（2023 年 1 月 31 日閲覧）。

文部科学省（2022a）「教育進化のための改革ビジョン 」、https://www.mext.go.jp/content/20220225-mxt_soseisk02-000020832_1.pdf（2023 年 3 月 7 日閲覧）。

文部科学省（2022b）「『教師不足』に関する実態調査 」、https://www.mext.go.jp/content/20220128-mxt_kyoikujinzai01-000020293-1.pdf（2023 年 3 月 13 日閲覧）。

八木秀次（2011）「『家庭基盤の充実』政策で国家崩壊の危機乗り越えよ」、平和政策研究所、https://ippjapan.org/archives/16（2022 年 10 月 5 日閲覧）。

山重慎二（1998）「家族および地域共同体の機能と政府の役割―日本型福祉社会の経済学的分析」『一橋論叢』120(6)、pp.826-850。

吉田充夫（2020）「廃棄物資源循環分野における開発途上国支援と SDGs の取り組みに向けた課題」、廃棄物資源循環学会誌、Vol.31、No.2、pp.89-99。

渡邊紫乃（2022）「『一帯一路』構想の現在」『国際問題』No.705、pp30-41。

一般社団法人
平和政策研究所
Institute for Peace Policies

2023 年 4 月 15 日発行

© 本書の無断転載・複製を禁じます

発行所：一般社団法人 平和政策研究所
代表理事：林正寿（早稲田大学名誉教授）

〒 169-0051　東京都新宿区西早稲田 3-18-9-212
E-mail：office@ippjapan.org
Web：https://www.ippjapan.org